

主 文

1 被告高島屋商店、被告小西造型、被告伊東石油及び被告保安管理センターは、原告郡山市に対し、連帯して348万0143円及びこれに対する令和2年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 2 被告高島屋商店、被告小西造型、被告伊東石油及び被告保安管理センターは、原告共栄火災に対し、連帯して3956万9607円及びうち273万5811円に対する令和2年9月26日から、うち4万2300円に対する同年10月9日から、うち14万2462円に対する同年11月27日から、うち658万4069円に対する同月28日から、うち158万1532円に対する同年12月1日から、うち783万7420円に対する同月19日から、うち2064万6013円に対する令和3年3月18日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

15 3 被告高島屋商店、被告小西造型、被告伊東石油及び被告保安管理センターは、原告チョダに対し、連帯して1170万1378円及びこれに対する令和2年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 原告らの被告高島屋商店、被告小西造型、被告伊東石油及び被告保安管理センターに対するその余の請求、原告らの被告芙蓉総合リースに対する請求並びに原告郡山市の被告レイズに対する請求をいずれも棄却する。

20 5 訴訟費用は、第1事件に関する費用については、原告郡山市に生じた費用の7分の1及び被告高島屋商店に生じた費用の7分の4を同被告の負担とし、同原告に生じた費用の7分の1及び被告小西造型に生じた費用の7分の4を同被告の負担とし、同原告に生じた費用の7分の1及び被告伊東石油に生じた費用の7分の4を同被告の負担とし、同原告に生じた費用の7分の1及び被告保安管理センターに生じた費用の7分の4を同被告の負担とし、その余を同原告の負担とし、第2事件及び第3事件に関する費用については、原告共栄火災及び原告チョダに生じた費用の5分の1及び被告高島屋商店に生じた費用の5分の

4を同被告の負担とし、同原告らに生じた費用の5分の1及び被告小西造型に生じた費用の5分の4を同被告の負担とし、同原告らに生じた費用の5分の1及び被告伊東石油に生じた費用の5分の4を同被告の負担とし、同原告らに生じた費用の5分の1及び被告保安管理センターに生じた費用の5分の4を同被告の負担とし、その余を同原告らの負担とする。

6 この判決の第1項ないし第3項は、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

#### 1 第1事件

第1事件被告らは、原告郡山市に対し、連帯して608万4983円及びこれに対する令和2年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

#### 2 第2事件及び第3事件

(1) 第2事件被告ら及び第3事件被告らは、原告共栄火災に対し、連帯して4979万3677円及びうち326万5990円に対する令和2年9月26日から、うち7万4030円に対する同年10月9日から、うち15万6708円に対する同年11月27日から、うち727万1713円に対する同月28日から、うち213万9500円に対する同年12月1日から、うち1145万5165円に対する同月19日から、うち2543万0571円に対する令和3年3月18日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 第2事件被告ら及び第3事件被告らは、原告チヨダに対し、連帯して1206万2634円及びこれに対する令和2年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

令和2年7月30日、福島県郡山市内の店舗建物（以下「本件建物」という。）

において大規模なガス爆発事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

〔第1事件〕

原告郡山市は、本件事故に伴って、固定資産・都市計画税の減免、「郡山市災害見舞金」の支給、本件建物周辺の市道清掃、周辺に飛散した災害ごみの回収、避難者への物資の提供等をした。

原告郡山市は、本件事故は第1事件被告らの責任が競合して生じたものであり、本件事故による原告郡山市の損害について同被告らが以下の損害賠償責任を負うことを主張して、同被告らに対し、連帯して608万4983円及びこれに対する令和2年7月30日（不法行為日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めている。

被告高島屋商店 民法717条1項本文の土地工作物の占有者責任又は同法709条の不法行為責任

被告レイنز 民法709条の不法行為責任又は同法715条1項本文の使用  
者責任

被告小西造型 民法715条1項本文の使用  
者責任

被告伊東石油 民法717条1項本文の土地工作物の占有者責任若しくは同  
項ただし書の所有者責任又は同法709条の不法行為責任

被告保安管理センター 民法709条の不法行為責任又は同法715条1項  
本文の使用  
者責任

被告芙蓉総合リース 民法717条1項ただし書の土地工作物の所有者責任  
なお、原告郡山市は、被告高島屋商店に対する民法717条1項本文に基づく請求と被告芙蓉総合リースに対する同項ただし書に基づく請求について、同時審判の申出（民訴法41条）をしている。

〔第2事件及び第3事件〕

原告共栄火災は、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表記載の各被保険者（以下、併せて「被保険者ら」という。）との間で各損害保険契約を締結しており、本

件事故によって被害を受けた被保険者らに対し、前記各損害保険契約に基づき、保険金を支払った。

原告チヨダは、本件建物付近で靴販売店を営んでいたところ、本件事故により同店の建物が損傷するとともに、店内にあった商品（靴類）に被害が生じた。

5 原告共栄火災及び原告チヨダ（以下、併せて「原告共栄火災ら」ということがある。）は、本件事故は第2事件被告ら及び第3事件被告らの責任が競合して生じたものであり、本件事故による原告チヨダを含む被保険者らの損害について同被告らが以下の損害賠償責任を負うこと及び上記保険金の支払により原告共栄火災が被保険者らの同被告らに対する損害賠償請求権（合計4979万3677円）  
10 を代位取得（保険法25条1項）したことを主張して、原告共栄火災は、同被告らに対し、連帯して4979万3677円及びこれに対する各保険金支払日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、原告チヨダは、同被告らに対し、連帯して1206万2634円及びこれに対する令和2年7月30日（不法行為日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による  
15 遅延損害金の支払を求めている。

被告高島屋商店 民法717条1項本文の土地工作物の占有者責任

被告小西造型 民法715条の使用人責任

被告伊東石油 民法717条1項本文の土地工作物の占有者責任

被告保安管理センター 民法709条の不法行為責任又は同法715条の使用人責任  
20

被告芙蓉総合リース 民法717条1項ただし書の土地工作物の所有者責任  
又は同法709条の不法行為責任

1 前提事実（当事者間に争いがなく、証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実等）（以下、書証番号については、特記しない限り、枝番のあるものは各枝番を含む。また、第1事件の証拠は、符号「①」を付して、「①甲」  
25 などと表記し、第2事件及び第3事件の証拠は、符号「②」を付して、「②甲」

などと表記する。)

(1) 当事者等

ア 原告共栄火災は、損害保険の引受けを業とする株式会社である。〔弁論の全趣旨〕

5 イ 原告チヨダは靴の販売を業とする株式会社であり、本件事故当時、本件建物から西側約100mの距離にある店舗建物において、靴販売店「東京靴流通センター郡山新さくら通り店」(以下「チヨダ店舗」という。)を営んでいた。〔②甲8、弁論の全趣旨〕

10 ウ 被告高島屋商店は、飲食店の運営を業とする株式会社であり、福島県郡山市島二丁目44-30所在の本件建物を、大和情報サービス株式会社(後の「大和ハウスリアルティマネジメント株式会社」。以下「大和情報サービス」という。)から転借し、平成18年10月から、飲食店「しゃぶしゃぶ温野菜郡山新さくら通り店」(以下「本件店舗」という。)を運営していた。〔弁論の全趣旨〕

15 なお、本件店舗は、令和2年4月24日から休業していた。〔①甲4、②甲4〕

20 エ 被告レインズは、フランチャイズによる飲食店等の経営、加盟店の募集、経営指導、運営及び管理などを業とする株式会社であり、「しゃぶしゃぶ温野菜」のフランチャイザーとして、被告高島屋商店との間で、本件店舗に関するフランチャイズ契約を締結していた。〔弁論の全趣旨〕

25 オ 被告小西造型は、建築設計、土木設計、それらの監理及び施工業、並びに店舗の内外装や看板製作を業とする株式会社であり、被告高島屋商店から、本件店舗の改修工事(以下「本件改修工事」という。)を請け負い、令和2年7月21日から同月31日までの予定で改修作業に当たっていた。〔①甲24、②甲26、弁論の全趣旨〕

被告小西造型の従業員であるAは、本件改修工事の現場管理者を務めて

いた。〔弁論の全趣旨〕

カ 被告伊東石油は、自動車用燃料や家庭用燃料の販売を業とする株式会社であり、平成18年9月、被告高島屋商店との間で液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の販売契約（以下「本件ガス販売契約」という。）を締結し、以後、本件ガス販売契約に基づいて、本件建物にL P ガスを供給していた。〔①乙E 2、②乙E 2、弁論の全趣旨〕

キ 被告保安管理センターは、組合員のためにする液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）27条1項に定める保安業務の受託などを目的とする協同組合であり、被告伊東石油から委託を受けて、本件建物におけるL P ガスに係る保安業務を行っていた。〔争いなし〕

ク 被告芙蓉総合リースは、不動産リース、不動産の仲介等を業とする株式会社であり、本件事故当時、本件建物を所有していた。〔弁論の全趣旨〕

## (2) 本件事故の発生

令和2年7月30日午前8時57分、本件建物で大規模なガス爆発事故（本件事故）が発生した。〔①甲4、②甲4、弁論の全趣旨〕

本件事故により、本件建物内にいた被告小西造型の従業員Aが死亡したほか、本件建物の付近の建物が爆発による衝撃や飛散物により損傷するなど、多数の被害が発生した。〔①甲4、②甲4、弁論の全趣旨〕

## (3) 原告郡山市の支出等

原告郡山市は、本件事故に関連して、別紙2原告郡山市請求分損害一覧表の原告郡山市の主張欄の項番号1ないし3記載のとおり、制度支出・減免等、物件費及び人件費の各金員を負担した。〔①甲6ないし19、弁論の全趣旨〕

## (4) 原告チヨダの損害

本件事故により、チヨダ店舗の建物は、シャッター及びガラスが破損し、天井が落下して損傷し、これに伴って店内にあった商品（靴類）にガラスや

天井部材の破片が付着・混入するなどの被害が発生し、チョダ店舗は、令和  
2年7月30日から同年12月3日まで休業した。〔②甲8、弁論の全趣旨〕

(5) 原告共栄火災の保険契約及び保険金の支払等

原告共栄火災は、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表記載の項番号1の  
者（原告チョダ）との間ではチョダ店舗内に保管されている靴その他の商品  
について、項番号2ないし7の者らとの間ではその所有する建物等について、  
それぞれ損害保険契約を締結していた。〔②甲6、9、12、15、30、3  
2、弁論の全趣旨〕

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告高島屋商店の責任原因（争点1）

〔原告郡山市の主張〕

ア 本件事故は、本件建物の厨房に設置されていたガス管が腐食して穴が開  
き、この穴からLPガスが漏れ、本件建物内に充満し、本件事故当日に本  
件建物内に入ったAが、エアコン、換気扇又は照明器具等のスイッチを入  
れるなどし、充満したLPガスに引火したことにより爆発した。

イ 土地工作物の占有者責任（民法717条1項本文）

(ア) 本件建物内のガス管を含むガス設備は、その構造及びそれが一体とし  
て機能を果たすという観点から全体として土地の工作物に当たり、ガス  
管はその一部をなすものである。

被告高島屋商店は、本件建物で飲食店を運営しており、長年にわたり、  
ガス管を使用していたから、ガス管の「占有者」に該当する。

ガス管においては、漏出なくガスを通すことが通常備えるべき安全性  
として求められているところ、腐食孔からガスが漏出していた以上、瑕  
疵が存在していたことは明らかであり、かかる瑕疵によって本件事故が  
発生した。

したがって、被告高島屋商店は、民法717条1項本文に基づき、本

件事故の被害者らに対し、損害賠償責任を負う。

(イ) 被告高島屋商店は、長年にわたり、いわゆる「転がし配管」(白管を厨房内の床に接地する形で設置されている状態)の状態で開催された白管(亜鉛メッキを施したSGP鋼管)を使用し、かつ、その床面は常時、濡れた状態にあったところ、そのような腐食が生じやすい状況下で当該配管を使用していた以上、損害発生を防止するために必要な注意を尽くしていたとはいえず、民法717条1項ただし書により免責されることはない。

ウ 不法行為責任(民法709条)

被告高島屋商店は、本件建物の厨房内で白管を使用するに際し、配管に腐食を防止する措置を講ずる業務上の義務があったにもかかわらず、白管にLPガスが通っていることを認識しながら、長年にわたり、濡れた状態で放置し、腐食孔を生じさせた過失により、本件事故が誘発された。

また、本件事故前、本件店舗内にはガスが充満していたが、ガス警報器が鳴らなかったことからすれば、ガス警報器が正常に作動していなかった。被告高島屋商店がガス警報器の電源が入っているか、ガス警報器が正常に作動しない状態のままこれを放置するかしていなければ、遅くとも本件事故の前日にはガス警報器が鳴動し、ガス漏れに気付くことができたことから、当該ガス警報器を正常に作動させなかったという過失がなければ、本件事故を回避できた。

したがって、被告高島屋商店は、民法709条に基づき、本件事故の被害者らに対し、損害賠償責任を負う。

[原告共栄火災らの主張]

ア 本件事故は、本件建物の厨房シンク下、コンクリート上に直に設置されていた腐食したガス管からガスが漏れ出し、爆発が発生した。

イ ガス漏れがあったガス管は土地工作物である本件建物に付着して設置さ

れている設備であって、土地の工作物であった。また、被告高島屋商店は、  
本件建物の賃借人として、被告伊東石油と共同してガス管を占有していた。

ウ ガス漏れがあったガス管は白管であり、本件店舗の厨房の床下のような  
屋内の多湿部、水の影響を受けるおそれのある場所には設置してはいけな  
いにもかかわらず、液体等からガス管を保護する措置すらも施されないま  
ま、厨房の床に配置されていた。

また、白管は、導電による腐食を防ぐため、コンクリート面に直接触れ  
ないように設置しなければならないにもかかわらず、コンクリート上に直  
に設置されていた。

したがって、本件店舗のガス管は、腐食しやすい状態で法令に違反して  
設置されていたのであり、土地工作物として通常備えるべき安全性を欠い  
ており、設置の瑕疵があったといえる。

エ 本件建物のガス管は、本件事故に至るまでに、何度か定期点検・調査が  
なされていたが、ガス管そのものの腐食やガス漏れの可能性についての点  
検及び整備は行われていなかった。

したがって、ガス管は腐食が進行している中で管理されることなく放置  
されており、それが本件事故の誘因となったのであるから、土地の工作物  
の保存に瑕疵があった。

オ よって、被告高島屋商店は、ガス管の占有者として民法717条1項に  
基づき、本件事故の被害者らに対しその損害を賠償する義務がある。

カ ガス管は、厨房の床上の配管から直角に立ち上がってガス栓まで延びて  
いたのであり、シンクやガス台の回りの床に水をまいて清掃するときには  
当然配管の存在が認識できるものがあった。金属製の配管に水（塩水や洗剤  
など腐食性の薬剤も混じっている）が掛かれば腐食が発生することは当然  
予想されるところであって、水をまいて床を掃除するのであれば、そこに  
存在する金属配管の状態については認識可能であり、認識すべきであった

にもかかわらず、被告高島屋商店はその状態を放置したのであるから、被告高島屋商店が損害発生を防止するために必要な注意を尽くしていたとはいえず、民法717条1項ただし書により免責されることはない。

〔被告高島屋商店の主張〕

5           ア 本件事故の原因となったLPガスの漏出は、本件店舗内に設置されていたガス管が経年によって劣化し、そこに本件改修工事に伴う何らかの外力が加わって損傷が生じたことで発生したものである。

イ 土地工作物の占有者責任につき

10           (ア) 厨房内のガス管は、ガスの供給管の一部であり、屋外のガスボンベからガス機器までガスを供給するために設置されていた屋内配管設備であるから、これが民法717条1項所定の土地の工作物に該当することは否定しない。

15           また、ガス管は、被告高島屋商店が運営する本件店舗に設置され、実際、ガス台や給湯器を利用するために供用されてきたのであるから、被告高島屋商店が民法717条1項の「占有者」に該当することは認める。  
なお、被告伊東石油も、ガス管を事実上支配し、その瑕疵を修補し得て損害の発生を防止し得る関係にあったから「占有者」に該当する。

20           ただし、本件事故は、改修工事によって生じた損傷個所からLPガスが漏出した結果生じたものであって、本件事故当時、経年劣化を原因とする損傷は存在しなかったのであるから、ガス管に設置・保存の瑕疵は存在しない。

25           (イ) 液石法が要求する消費設備に係る消費者の保安管理は、あくまで販売事業者又はその委託を受けた保安機関を通じた維持管理であって、消費者が屋内配管施設を直接調査することまでは想定されていない。消費者は、ガスや設備に関する専門的知見を何ら有しないのであるから、具体的な異変が生じない限り屋内配管の不具合を認識することは期待できな

い。

被告高島屋商店は、被告伊東石油からLPガスの供給を受けてきたところ、被告伊東石油は、保安機関である被告保安管理センターに対し、定期供給設備点検、定期消費設備調査等の保安業務を委託しており、被告保安管理センターは、本件建物のガス設備について定期点検調査を行い、令和元年12月2日の点検調査時にもガス漏れがないことが確認され、配管にも一瞥して異常は認められなかった。ガス管には目視で確認できるような経年変化が存在しなかった上、被告高島屋商店の責任者によって日常的な設備確認は行われていたのであるから、保安機関から安全性に疑義があるとの指摘もなかった本件において、本件改修工事によって配管が破損し、LPガスが漏出して重大事故に繋がる危険性があるとの認識を被告高島屋商店側で持てず、事故を予見できなかったことは不合理ではない。

以上のとおり、保安機関という専門業者に配管の安全確認を任せ、その調査を受けてきたものの異常は確認されず、また、通常の営業活動内においても設備確認を実施して異常は認められなかったのであるから、少なくともガス消費者たる被告高島屋商店においては、消費者として要求される損害の発生を防止するために必要な注意（民法717条1項ただし書）を尽くしていたというべきである。

よって、被告高島屋商店は、民法717条1項の土地工作物責任を負わない。

#### ウ 不法行為責任につき

前述のように本件改修工事によって配管が破損し、LPガスが漏出して重大事故に繋がる危険性があるとの認識を被告高島屋商店側で持てず、事故を予見できなかったことは不合理ではなく、注意義務の前提となる予見可能性はない。

本件事故当時、ガス警報器を適切に管理していれば作動し得たと仮定しても、警報機がいつの時点で作動可能であり、その鳴動音がどの範囲で確知可能であって、どの段階で事故が回避可能であったか不明であり、ガス警報器の設置に係る過失について、被告高島屋商店における結果回避義務違反を認めることはできない。

液石法は、ガスの消費者に対しては、消費設備を経済産業省令に定める技術上の基準に適合するよう維持する義務は課していない。何ら知見を持たない消費者が、専門技術的知見から詳細に定められた技術上の基準自体を調べることは困難であるし、その適合状況を判断することなどおよそ不可能であって、白管の管理義務に関して、被告高島屋商店に結果回避義務はない。

以上によれば、被告高島屋商店に予見可能性はなく、結果回避義務違反もないから、被告高島屋商店に注意義務違反はなく、不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

## (2) 被告伊東石油の責任原因（争点2）

〔原告郡山市の主張〕

### ア 土地工作物の占有者責任（民法717条1項本文）

本件建物における、ガス設備の設置状況に鑑みれば、本件建物のガス配管は、他のガス設備と一体として、土地の工作物（民法717条1項）に当たる。

被告伊東石油は、本件建物にガス設備を自ら設置し、本件建物の配管を含むガス設備の保守・管理及びそれによる安全性の確保に関して、具体的な管理及び支配を及ぼしていたといえるから、配管の「占有者」（民法第717条1項）に該当する。

そして、腐食によりガス管に穴又は亀裂が生じ、LPガスを漏れいするに至ったことからすれば、ガス管が通常有すべき安全性を欠く状態であっ

たといえるから、ガス管には瑕疵があり、かかる瑕疵によって本件事故が発生した。

したがって、被告伊東石油は、民法717条1項本文に基づき、本件事故の被害者らに対し、損害賠償責任を負う。

5 イ 土地工作物の所有者責任（民法717条1項ただし書）

被告伊東石油は、ガス管の所有者として、民法717条1項ただし書に基づき、損害賠償責任を負う。

ウ 不法行為責任（民法709条）

10 被告伊東石油は、本件建物において、厨房内で使用されている白管が、長年にわたり、濡れた状態で放置されていたのであるから、遅くとも、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」（経済産業省20170316商局第9号）の別添である例示基準（以下「例示基準」という。）の第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」が定められた以降は、  
15 これを是正するための措置を講じる業務上又は設備の所有者としての義務を負っていた。

被告伊東石油は、本件建物内に設置した消費設備としての配管が、腐食が生じやすい構造にあったことを十分認識し、又は認識し得たにもかかわらず、これを是正する措置を講じたり、是正の指導を行ったりしなかった  
20 ために、本件配管の腐食が進み、そこから漏出したLPガスが本件建物内に充満し、本件事故が発生するに至った。

よって、被告伊東石油は、民法709条に基づき、本件事故の被害者らに対し、損害賠償責任を負う。

[原告共栄火災らの主張]

25 ア ガス漏れが発生したガス管は、本件建物の厨房内に設置されているものであるが、被告伊東石油が所有して、ガスの消費者となる被告高島屋商店

に貸与の上使用させていたものであった。被告伊東石油は、消費設備の維持管理は需要者側の責任としているものの、ガスの専門家ではない需要者側の管理が十分でない場合も当然予想される所であり、消費設備の調査権限を自己に留保し、調査を行い改善を要請することができ、危険が改善されない時には危険防止のためにガスの供給を止めるといった強い権限を留保していたのであり、被告伊東石油はガス管を占有しているといえる。

5

イ 土地工作物である本件店舗のガス管には、前述のように、設置及び保存の瑕疵があり、その瑕疵により本件事故が発生した。

10

ウ したがって、被告伊東石油は、民法717条1項に基づき、本件事故の被害者らに対してその損害を賠償する義務がある。

[被告伊東石油の主張]

ア 土地工作物責任

被告伊東石油の土地工作物責任に関する原告らの主張は、否認ないし争う。

15

ガス管は本件建物に付合しているから、その所有者は、被告伊東石油ではなく、被告芙蓉総合リースである。通知書(①乙A2、②乙A2)には、ガス管の所有権が被告伊東石油に帰属するとの記載があるが、これは便宜上、慣習上の記載にすぎない。

20

仮に被告伊東石油に本件店舗のガス管の占有があったとしても、ガス管は被告伊東石油が設置したものであるところ、ガス管を含むその他一切の設備については、本件建物の完成検査と同時に、消防の立入り検査が実施されており、検査済証が交付されている(②乙E3)。したがって、ガス管の設置当時、ガス管は通常有すべき安全性を備えていたものであり、設置の瑕疵はない。

25

また、被告伊東石油は、被告高島屋商店との間で、消費設備の配管につ

5 いては、常日頃の点検は被告高島屋商店が行うことを確認しており、被告伊東石油が被告高島屋商店に対して負っていたのは、法律で定められた4年に1回の調査を行うこと、供給設備について安全管理を行うこと、被告高島屋商店から依頼があれば消費設備等の点検を行うことのみである。このうち4年に1回の義務調査については、被告伊東石油から委託を受けた被告保安管理センターが適切に実施しており、このほか、被告伊東石油は、毎月の検針時に供給設備の点検やマイコンメーターの警告表示の点検も  
10 行っていたが、何ら異常は確認されなかったのであるから、被告伊東石油には、ガス管についての保存の瑕疵は認められない。

15 10 そして、被告伊東石油は、上記の点検をしていたが、ガス管の管理は、被告高島屋商店が行っており、被告伊東石油にはそれ以上の点検をする義務がなく、また、被告伊東石油は、被告保安管理センターにガス設備の保安業務を委託しており、被告伊東石油としてはこれ以上の点検を尽くすことは不可能であったのであるから、被告伊東石油は、損害を防止するための必要な注意を尽くしていた（民法717条1項ただし書）。

#### イ 不法行為責任

被告伊東石油の不法行為責任に関する原告郡山市の主張は、否認ないし争う。

20 被告伊東石油は、ガス設備の保安業務を被告保安管理センターに委託しており、被告伊東石油としては、これ以上の点検を行うことは不可能であったから、被告伊東石油には注意義務違反がない。

#### (3) 被告小西造型の責任原因（争点3）

〔原告郡山市の主張〕

25 被告小西造型の従業員であるAは、遅くとも本件事故の前日に当たる令和2年7月29日の午後3時までには、Bからの報告により本件建物内においてLPガスが漏出していることを認識し得た。そのため、Aは、内装工事業

者として、L P ガスの漏出を停止するための措置を講じたり、その旨の報告をしたりする業務上の義務があったにもかかわらずこれを怠り、かつ、前日までに本件建物内にL P ガスが漏出していることを認識していた又は認識し得たのだから、同月30日に本件建物に入室する際には、充滿したL P ガスに引火することのないよう、発火源を作出しないという業務上の義務を負っていた。Aは、業として内装工事を行う者として、種々の電気スイッチがガス爆発の発火源となることを知っており、かつ、本件建物に入る時点で、本件建物内にL P ガスが充滿していることを認識していた又は認識し得たにもかかわらず、本件建物に入るに当たって、漫然と、換気扇、エアコン又は照明器具への通電を行い、発火源を作出したため、本件事故が発生した。

被告小西造型は、Aの使用者であり、Aの前記過失は被告小西造型の事業の執行について行われたことが明らかであるから、被告小西造型は、民法715条1項に基づき、原告郡山市に対する損害賠償責任を負う。

[原告共栄火災らの主張]

被告小西造型は、本件改修工事を請け負っており、工事期間中における現場のガス漏れや漏電などによる火災等のリスクから現場を保護するための必要な措置をとる義務があった。本件事故の前日に本件建物内でいつもと違う異臭がしていたことを被告小西造型の下請け作業員が認知していたのであるから、この情報は現場作業員及び工事管理者に共有され、施主である被告高島屋商店の確認を求めるべきであった。しかし、被告小西造型の現場作業員であるAは作業現場の安全確認を行うことなく、本件事故日に電気のスイッチを入れるなどの行為に及んでおり、Aがガス漏れに気がついた可能性が存在する以上、ガス漏れを確認しないで電気のスイッチを入れたAには過失があるといえる。

したがって、Aの使用者である被告小西造型は、その事業の執行によって第三者に損害を与えたので、民法715条1項本文の規定により損害賠償の

責めを負う。

[被告小西造型の主張]

ア 本件事故の発火源は、Aによるスイッチ操作ではない。

すなわち、本件事故日、Aが本件店舗に入り、スタッフルームでセコム  
5 を解除してから爆発までは約20秒間位しかなく、本件建物が日中でも薄  
暗い状態であることも踏まえると、電気スイッチ設置場所までたどり着け  
ていない可能性が高い。Aの遺体が風除室で発見されたことからしても、  
爆発は、Aが電気スイッチ設置場所に向かって歩いている際に生じたとい  
える。

10 本件事故の発火源は、冷蔵庫、冷凍庫又はジョッキクーラーの可能性が  
高い。

イ 本件事故の前日に現場に入った者は、誰もガスの臭いを感じなかった。

なお、工事業者のBは、本件事故前日の午後3時頃から感じた異臭につい  
て、外に出る等して臭いを確認したものの、以前経験したLPガスの臭い  
15 とは異なり、最終的にはガスの臭いではないと判断し、午後8時まで作業  
を続けていた。

また、本件事故当日、ガス警報器は鳴っておらず、排水溝の臭いが酷く、  
塗装作業のペンキ等の臭いも強く、本件建物に入ってから爆発までの時間  
が数秒間と短かったことからして、LPガスの臭いに気づくいとまがなく、  
20 Aはガス漏れを認識し得なかった。

したがって、仮にAが換気扇や照明等の電気設備の電源を入れた場合で  
あっても、Aには過失がない。

さらに、仮にAがガスの臭いを多少感じることもできたとしても、数秒  
間という短い時間の中で、原因の究明や対策のために、あるいは反射的に  
25 照明のスイッチや換気のために換気扇のスイッチを操作することは自然  
な行動であり、突発的・切迫的な状況で瞬時に他の最善策を判断するのは

期待できなかったのであるから、不法行為責任を負う過失には該当しない。  
ウ よって、Aの使用者である被告小西造型が使用者責任を負うことはない。

#### (4) 被告保安管理センターの責任原因（争点4）

[原告郡山市の主張]

5 被告保安管理センターは、LPガス販売事業者である被告伊東石油から委託を受けた保安機関として、本件建物のLPガス消費設備の一部である配管を調査する際には、配管に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないこと及び配管に腐食を防止する措置が講じられていること等を確認し、これらに適合しないと認めるときは、遅滞なく、とるべき措置等を配管の所有者又は  
10 占有者に通知しなければならなかった。

しかし、被告保安管理センターの従業員であるCは、令和元年12月2日に定期点検調査を行った際に、既にガス管に著しい腐食及び錆が生じていたにもかかわらず、これを見落としました。

本件事故の原因となったLPガスの漏えいは、ガス管の著しい腐食及び錆の進行に起因して生じたものであり、Cには、本件事故の発生に繋がる注意義務違反があった。

したがって、Cの使用者である被告保安管理センターは、民法715条1項（又は民法709条）に基づき、本件事故によって損害を受けた原告郡山市に対し、損害賠償責任を負う。

20 [原告共栄火災らの主張]

被告保安管理センターは、被告伊東石油の委託を受けて消費者における供給設備と消費設備の定期調査を実施していた組合であり、そのまま放置すれば重大な災害をもたらすおそれのある消費設備の瑕疵については、相当な注意を払い発見する義務を負っていた。定期検査に当たっては、その時点でガスが漏れていないことを確認するだけでは十分ではなく、次の4年後の定期  
25 検査まで、ガスが安全に使用できることを確認することが必要である。

本件でガス漏えい場所となったガス管は、床上に露出しているため、被告保安管理センターは、目視の方法や管の表面の感触を探ることにより、その腐食の状況について確認することは容易であった。しかし、被告保安管理センターの検査員（C）は、令和元年12月2日に行った本件店舗の検査において、「腐食、割れ、漏れ、腐食防止装置、圧損」について「良」との結論を提出しており、ガス管の腐食を見過ごしている。

したがって、被告保安管理センターは、民法715条1項（又は民法709条）に基づき原告共栄火災らに対してその損害を賠償する義務がある。

[被告保安管理センターの主張]

ア 本件事故前日の午後3時頃、内装工事業者等がガス管に通常想定される外力をはるかに超える外力を加えたことによって、ガス管に穴が生じ、ガスの漏えいが始まった。本件事故のガス爆発の原因は、ガス管の腐食による穴からではなく、内装工事業者等によって引き起こされたガス管の亀裂からのガスの漏えいによるものである。この亀裂はエルボ部分に生じており、配管の幹となる本体部分を動かせば、テコの原理によってエルボに相当な力を加えることができるところ、本件改修工事の際に、内装工事業者等が流し台やその横のガス台を動かせば同様の作用が生じ得る。

イ 被告保安管理センターが被告伊東石油から受託した保安業務は、4年に1回以上の定期点検調査であり、定期点検調査時に、ガス管の設置が液石法施行規則上の技術上の基準に適合しているか等の事項を調査すれば足りるのであり、例示基準に適合しているか否かを調査するように委託されたものではない。

被告保安管理センターの調査員は、目視できる範囲で配管の異常を点検調査していたが、ガス漏れが生じていない場合の「使用上支障のある腐食」や「著しい腐食」（保安業務ガイド）が何であるかの判定基準は定められていない。

ウ 本件で腐食が認められたガス管は白管であるが、白管をコンクリート面に直接設置した場合は、配管が湿気にさらされ、電位差が生じて腐食しやすく、土中の埋設管と同様の環境条件下に置かれることから、埋設管として点検調査を行うこととされているところ、液石法施行規則37条1号では、埋設管（亜鉛めっきを施したもの）の漏えい試験を1年に1回以上行うこととされている。被告伊東石油は、毎月の検針時及び配送時にガスメーターを見ることによって、警報表示の有無を2月に1回以上確認する方法（例示基準41節、29節3I(5)①）で検査をしていたのであり、加えて、被告保安管理センターは、令和元年12月2日に漏えいの有無を確かめる検査（例示基準29節2(2)）も実施したが、ガス漏れは発見されなかった。

エ 例示基準28節2では、白管をコンクリート面に直接接触しないように設置することとされているが、本件建物の厨房にガス管（白管）を設置したのは、被告伊東石油であるところ、既設の白管を例示基準違反として撤去するよう求める規定や法令上の根拠はなく、既に設置されている白管については継続使用が認められているのであるから、コンクリート面に直接設置されているからというだけで、被告保安管理センターが点検調査結果を「否」とすることはできず、改善通知を出すべきものではなく、撤去を求めることもできない。

被告保安管理センターは、4年に1回の定期点検調査において、例示基準に従って、既存の白管の点検調査を行っており、被告保安管理センターの点検調査は法令に従った適正なものであった。

オ よって、被告保安管理センターは、受託業務に従い法令で定める検査を行っていたのであるから、本件事故に関する過失はない。

カ なお、仮に被告保安管理センターに過失があったとしても、被告伊東石油及び被告高島屋商店の過失は非常に重大なものであるから、本件事故と

被告保安管理センターの過失との間に因果関係は認められない。

(5) 被告レイنزの責任原因（争点5）

〔原告郡山市の主張〕

ア 不法行為責任（民法709条）

5 被告高島屋商店には、被告レイنزに対し、防火管理上の法定点検等を行う義務があり、被告レイنزの求めに応じて実施日及び実施内容を書面で報告し、報告に不十分な点があれば、被告レイنزは、それを指摘し、店舗運営の休止等の必要な措置を講じる義務があったにもかかわらず、これらを行うことなく放置した結果、本件事故が発生した。

10 したがって、被告レイنزは、民法709条に基づき、原告郡山市に生じた損害について賠償する責任を負う。

イ 使用者責任（民法715条）

被告レイنزは、「しゃぶしゃぶ温野菜」のフランチャイザーとして、被告高島屋商店をフランチャイジーとするフランチャイズ契約を締結し、被告高島屋商店をして、本件建物において本件店舗を運営するとともに、加盟店である被告高島屋商店に対して経営、運営及び管理を行う立場にあった。被告レイنزは「店舗運営に関する規約」（①乙B1の1）を定め、被告高島屋商店とすれば、同規約の内容を承諾及び遵守しない限り、店舗運営を行うことができなかつた。そうであれば、被告レイنزと被告高島屋商店は、雇用関係に類似した密接かつ従属的な関係にあったとみるべきである。また、被告レイنزは、ロイヤリティ収入が収益の中核をなす企業であつて、フランチャイザーが自身のノウハウや指導内容をフランチャイジーに提供し、その結果、フランチャイザーが利益を上げているのであるから、使用者は被用者による事業活動の危険を負担すべきとする報償責任の原理は、被告レイنزにも妥当すべきである。

したがって、フランチャイザーである被告レイنزには、フランチャイ

ジーである被告高島屋商店の不法行為について、使用者責任（民法715条）が認められるべきである。

〔被告レイنزの主張〕

ア 不法行為責任（民法709条）

5 フランチャイズ契約において、フランチャイザー及びフランチャイジーがどのような義務を負うのかは、個別の契約の内容によって決せられ、一般にフランチャイザーがフランチャイジーに監督義務を負うことはなく、被告レイنزと被告高島屋商店とのフランチャイズ契約の具体的内容である規約（①乙B1）をみても、被告レイنزに対して被告高島屋商店を監督  
10 することを義務付けるような条項は一切存在しない。また、被告レイنزは、被告高島屋商店から本件事故を予見し得る契機となるような連絡、報告等は一切行われておらず、本件店舗の防火管理について具体的な異変や懸念を察知することがおよそできなかつたのであるから、被告レイنزに監督義務は発生せず、監督義務違反は認められない。

15 イ 使用者責任（民法715条）

一般に、フランチャイズ契約は、フランチャイザー及びフランチャイジーがそれぞれ独立の事業者であることを前提とした契約であり、両者の間には労務供給契約や指揮監督の関係はない。規約上の被告高島屋商店の義務も、フランチャイズ契約の性質から派生する義務として最低限規定されているものにすぎず、このような義務が課せられているからといって、日々  
20 の店舗経営が被告レイنزの指揮命令に基づいて行われていたことにはならない。フランチャイザーがフランチャイジーから受領するロイヤリティは、フランチャイジーが得た利益の一部であり、フランチャイズ契約に基づく権利付与の対価の性質を有するものであり、単に被告レイنزが被告  
25 高島屋商店からロイヤリティを受領し、利益を得ていることは、使用者責任を正当化する根拠にならない。

また、被告レイنزは、本件店舗のガス管の設置を指示したり設置を義務付けたものではなく、ガス管の管理方法について、フランチャイズチェーン全店に適用されるマニュアル等を作成し、管理方法について指示を行っていたということはない。さらに、被告高島屋商店には、ガス管を法律上の技術上の基準に適合するように設置、管理する義務はあるが、これは事業者として本件店舗を運営する被告高島屋商店に当然課される義務であり、被告レイنزにおいて指導しなければならない性質の事項ではない。本件店舗のガス管の設置やその維持管理は、独立の事業者である被告高島屋商店が自らの判断で行っていたのであり、被告レイنزがガス管の設置や維持管理に関与していた事情は一切なく、被告レイنزは、本件事故の原因となったガス管の維持管理方法について指揮・監督する権限を有していなかった。

以上のとおり、被告レイنزと被告高島屋商店との間には使用関係が認められず、被告レイنزに使用者責任は認められない。

#### (6) 被告芙蓉総合リースの責任原因（争点6）

〔原告郡山市の主張〕

被告芙蓉総合リースは、本件建物の所有者である。

そこで、占有者たる被告高島屋商店及び被告伊東石油が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、被告芙蓉総合リースは、民法717条1項ただし書に基づき、本件建物の所有者として、本件事故の被害者らに対し、損害賠償責任を負う。

なお、被告高島屋商店の工作物の占有者としての工作物責任と、被告芙蓉総合リースの工作物の所有者としての工作物責任は、法律上併存し得ない関係にあるから、原告郡山市は、民訴法41条に基づき、同時審判の申出をする。

〔原告共栄火災らの主張〕

ア 工作物の所有者責任（民法717条1項ただし書）

本件建物に設置されたガス管が本件建物に付合して独立の所有権を失っているのであれば、被告芙蓉総合リースはガス管の所有者となる。

5 本件建物の厨房床が、食べ物に含まれる塩分、清掃用の水、清掃洗剤に用いられる酸やアルカリ等の影響により金属が腐食しやすい環境であったにもかかわらず、腐食されやすい白管が裸のまま設置されていたことと、当該ガス管が実際に腐食していたという事実は、ガス管の設置場所及び設置方法が不適切であったことを示す。

10 占有者である被告高島屋商店及び被告伊東石油に注意の怠りがなく、ガス管が本件建物に付合している場合には、被告芙蓉総合リースは、民法717条1項ただし書の所有者としてその瑕疵に関する責任を負う。

イ 不法行為責任（民法709条）

15 被告芙蓉総合リースには、本件建物の所有者及び賃貸人として賃貸開始時に存在していたガス設備の安全性を確認し、必要に応じて危険性や維持管理の方法について賃借人に通知したり、危険な状態を是正する義務があった。

20 被告芙蓉総合リースは、本件建物をガス配管設置工事がなされた完成時に取得している。同被告はリース物件として多数の飲食店用の同種建物を所有しているのであって、同被告の標準的な設備基準から見て、このガス配管に使用された配管が設置場所の状況から見て安全性を欠き、長期的な腐食の危険があることを認識し得た。そして、この安全性を欠いたガス管がある建物を被告高島屋商店に継続的に使用させていたことで、ガス管の腐食に起因するガス漏れによる本件事故が発生したのであるから、被告芙蓉総合リースは、本件建物に設置されていたガス設備の危険性を見過ごし、  
25 改善の手立てを講じないまま被告高島屋商店に貸し出したといえ、前記義務に違反したといえる。

したがって、芙蓉総合リースは、民法709条に基づき、本件事故の被害者らに対する賠償責任を負う。

[被告芙蓉総合リースの主張]

ア 工作物の所有者責任について

5 本件建物の所有者は被告芙蓉総合リースであるものの、ガス管は本件建物とは独立した設備であって、ガス管は芙蓉総合リースが所有するものではない（ガス管の所有者が被告伊東石油であることは特段争わない。）。

したがって、被告芙蓉総合リースが本件事故について土地工作物の所有者責任を負う余地はない。

10 また、仮に原告主張の瑕疵が本件建物の瑕疵に該当すると評価されても、被告芙蓉総合リースが土地工作物責任を負うのは、占有者である被告高島屋商店が免責される場合に限られるところ、原告ら主張の瑕疵について、被告高島屋商店が「損害の発生を防止するために必要な注意をした」（民法717条1項ただし書）といえないことは明らかであるから、原告らの被告芙蓉総合リースに対する請求は理由がない。

イ 不法行為責任について

被告芙蓉総合リースは、大和情報サービスから本件建物を購入し、これを大和情報サービスに賃貸していたが、これは、金融取引（ファイナンスリース）の性質を有する、いわゆるセールアンドリースバック取引であって、本件建物は、テナントである被告高島屋商店の意向に沿って大和情報サービスが設計・建築したものであり、ガス管も、被告芙蓉総合リースが本件建物を購入した時点で、既に被告高島屋商店の委託に基づき被告伊東石油によって設置されており、被告芙蓉総合リースはガス管の設置に関与していない。

25 被告芙蓉総合リースは、賃貸借契約上も、また、実際上も、ガス管を含む本件建物を維持及び管理すべき立場になく、むしろガス管を含む本件建

物については、他者による維持及び管理が予定されていたのであり、被告芙蓉総合リースは、ガス管について、事実的支配を及ぼし、他者による干渉を排除していたわけではない。

したがって、被告芙蓉総合リースが原告共栄火災らの主張するような確認義務等を負う余地はなく、民法709条に基づく責任を負う余地はない。

(7) 原告郡山市の損害額（争点7）

〔原告郡山市の主張〕

原告郡山市は、本件事故によって、別紙2原告郡山市請求分損害一覧表の原告郡山市の主張欄及び以下のとおり、損害を被った（各損害項目に続く括弧内の数字は、別紙2原告郡山市請求分損害一覧表の項番号及び枝番号である。）。

よって、原告郡山市は、第1事件被告らに対し、連帯して、608万4983円及びこれに対する不法行為日である令和2年7月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

ア 固定資産・都市計画税の減免（1-1） 77万5100円

原告郡山市は、郡山市税条例60条1項3号に基づき、本件事故により損害を受けた固定資産につき、その損壊の程度に応じて当該固定資産にかかる令和2年度第3期及び第4期の固定資産・都市計画税合計77万5100円を減免した。

イ 「郡山市災害見舞金」の支給（1-2） 134万円

原告郡山市は、郡山市災害見舞金等支給条例（甲28）に基づき、本件事故で被害を受けた住家に現に居住していた者に対して、見舞金を合計134万円給付した。

ウ 介護保険料の減免（1-3） 3万3420円

原告郡山市は、郡山市介護保険条例10条1項1号に基づき、本件事故により住宅に著しい損害を受けた者の令和2年度及び令和3年度の介護保

険料3万3420円を減額した。

エ 就学前児童の一時預かり保育料の免除（1－4） 1000円

原告郡山市は、「令和2年7月30日に発生した島二丁目地内の建物爆  
発事故により被災した一時預かり事業利用者に対する災害給付金の交付に  
5 関する要綱」に基づき、給付金申請者に対して、1000円を支給した。

オ 被災支援物資の供給（2－1） 3万2114円

原告郡山市は、自宅が本件事故により被災した等の理由により、原告郡  
山市が準備した避難所を訪れた市民に対して、原告郡山市が購入していた  
段ボールベッドや毛布等の災害備蓄品を提供した。

10 カ 災害対策情報の緊急広報（2－2） 4万4000円

原告郡山市は、本件事故自体が極めて大規模であったこと、ガス漏出の  
継続性や漏出したガスによる二次被害の危険性が不明であり、第三者が不  
用意に現場に近づくことを防止する必要性から、本件店舗が面する道路の  
通行止め及びその解除について、ラジオを通じて広報を行い、ラジオ事業  
15 者に対して合計4万4000円を支払った。

キ 災害ごみ回収等（2－3） 72万8321円

原告郡山市は、本件事故に起因する災害ごみの収集運搬をグンダスト事  
業協同組合に委託し、運搬費として37万3659円を支出した。また、  
原告郡山市は、原告郡山市が運営するクリーンセンターにおいて、同組合  
20 が収集運搬した本件事故に起因する災害ごみを処分し、同処分費用として  
35万4662円を負担した。

ク アスベスト含有調査（2－4） 5万5000円

本件建物にアスベストが使用されていれば爆発により空気中に飛散する  
ことが予想され、アスベストが飛散すればその対策を講じる必要があった  
ため、原告郡山市は、アスベスト含有調査を民間事業者に委託し、委託料  
25 5万5000円を支払った。

ケ 避難者への食事提供（２－５） ７９３２円

原告郡山市は、本件事故で原告郡山市が公民館に開設した避難所に避難した市民に食事を提供し、その費用として、合計７９３２円を支出した。

コ 本件建物周辺の市道清掃（２－６） １２２万３８９３円

5 原告郡山市は、本件事故により汚損された本件建物周辺の市道の清掃を郡山建設業者同友会に委託し、委託料１２２万３８９３円を支払った。

サ 本件建物周辺の市道路面清掃（２－７） １１万２８３０円

原告郡山市は、本件事故により汚損された本件建物周辺の市道路面の清掃を福島県建設業協会郡山支部に委託し、委託料１１万２８３０円を支払った。  
10

シ 本件建物入口の市道街路樹撤去作業（２－７） １０万９７０３円

原告郡山市は、本件事故により損傷した街路樹の撤去作業を福島県造園建設業協会郡山支部に委託し、委託料１０万９７０３円を支払った。

ス 公民館使用料（２－８） ８００円

15 本件事故により原告郡山市が管理する公民館を避難所として開放したことにより、同公民館で予定されていた事業が実施できなくなり、原告郡山市は、その使用料８００円を得られなくなった。

セ 人件費（３） １０６万７６９０円

原告郡山市の職員は、本件事故への各種対応業務を行ったことで超過勤務が生じ、原告郡山市は、当該職員に対して管理職員特別勤務費又は超過勤務費として、合計１０６万７６９０円を支出した。  
20

ソ 弁護士費用 ５５万３１８０円

原告郡山市は、本件訴えの提起という解決方法をとるため、その解決を訴訟代理人らに委ねざるを得なかったところ、それに要した費用は、前記  
25 アないしセの損害金合計５５万３１８０３円の１割に相当する５５万３１  
８０円を下らない。

〔被告らの主張〕

別紙2原告郡山市請求分損害一覧表の各被告の主張欄記載のとおり。

(8) 原告共栄火災の請求額（争点8）

〔原告共栄火災の主張〕

5 原告共栄火災は、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の原告共栄火災の主張欄及び以下のとおり、損害保険契約に基づき、本件事故による被保険者らの以下の損害について保険金を支払い、保険法25条1項に基づき、被保険者らの損害賠償請求権について代位した（各損害項目に続く括弧内の数字は、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号である。）。

10 よって、原告共栄火災は、第2事件被告ら及び第3事件被告らに対し、連帯して4979万3677円及びうち326万5990円に対する令和2年9月26日（保険金支払日の翌日。以下同じ。）から、うち7万4030円に対する同年10月9日から、うち15万6708円に対する同年11月27日  
15 日から、うち727万1713円に対する同月28日から、うち213万9500円に対する同年12月1日から、うち1145万5165円に対する同月19日から、うち2543万0571円に対する令和3年3月18日から各支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

ア 原告チヨダへの保険代位（1） 2311万8701円

20 (ア) 本件事故により、チヨダ店舗のショーウインドや壁が破損し、天井が落下し、これにより店内にあった商品（靴類）にガラスや壁、天井の破片が混入し、使用不能になった。使用不能となった商品の原価は2132万3259円であり、使用不能となった靴の廃棄費用は137万7200円である。

25 また、原告共栄火災がチヨダ店舗に生じた損害を算定するに当たり、日本海事検定協会に検査を依頼したところ、その検査費用は41万8242円である。

(イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和3年3月17日に、上記損害について、臨時費用を含む2483万2785円の保険金を支払い、原告チヨダの2311万8701円の損害賠償請求権について代位した。

5 イ Dへの保険代位(2) 14万2462円

(ア) D所有の建物は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、Dは、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号2のとおり、24万2462円の損害を被った。

10 (イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年11月26日、上記損害額から自己負担額を控除した14万2462円の保険金を支払い、前記(ア)のDの損害賠償請求権のうち14万2462円について代位した。

ウ Eへの保険代位(3) 661万0649円

15 (ア) E所有の建物及び家財は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、Eは、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号3のとおり、661万0649円の損害を被った。

(イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年11月27日、臨時費用を含む725万3114円の保険金を支払い、前記(ア)のEの損害賠償請求権について代位した。

20 エ Fへの保険代位(4) 926万2800円

(ア) F所有の建物は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、Fは、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号4のとおり、926万2800円の損害を被った。

25 (イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年12月18日、臨時費用を含む1183万9167円の保険金を支払い、前記(ア)のFの損害賠償請求権について代位した。

オ 有限会社中華料理開成(以下「開成」という。)への保険代位(5) 11  
5万0987円

(ア) 開成所有の設備は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、開成は、  
別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号5のとおり、115万0  
5 987円の損害を被った。

(イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年12月18日、臨  
時費用を含む148万1433円の保険金を支払い、前記(ア)の開成の  
損害賠償請求権について代位した。

カ Gへの保険代位(6) 296万9082円

10 (ア) G所有の建物は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、Gは、別  
紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号6のとおり、296万90  
82円の損害を被った。

(イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年9月25日、29  
15 6万9082円の保険金を支払い、前記(ア)のGの損害賠償請求権につ  
いて代位した。

キ Hへの保険代位(7) 201万2300円

(ア) H所有の建物及び家財は、本件事故による爆風の衝撃により損傷し、  
Hは、別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の項番号7のとおり、20  
1万2300円の損害を被った。

20 (イ) 原告共栄火災は、損害保険契約に基づき、令和2年10月8日に6万  
7300円、同年11月30日に194万5000円の各保険金を支払  
い、前記(ア)のHの損害賠償請求権について代位した。

ク 弁護士費用(8) 452万6696円

前記アないしキまでの合計の1割。

25 [第2事件被告ら及び第3事件被告らの主張]

別紙3原告共栄火災請求分損害一覧表の各被告の主張欄記載のとおり。

(9) 原告チヨダの損害額（争点9）

[原告チヨダの主張]

原告チヨダは、本件事故によって、原告共栄火災から保険金のおてん補を受けた損害のほかに、別紙4原告チヨダ請求分損害一覧表の原告チヨダの主張欄及び以下のとおり、損害を被った（各損害項目に続く括弧内の数字は、別紙4原告チヨダ請求分損害一覧表の項番号である。）。

よって、原告チヨダは、第2事件被告ら及び第3事件被告らに対し、連帯して1206万2634円及びこれに対する不法行為日である令和2年7月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

ア 休業損害（1） 846万8627円

本件事故によって、チヨダ店舗は、令和2年7月30日から同年12月3日まで、休業を余儀なくされた。これによって、少なくとも前年の同期間の利益と同額の損害が原告チヨダに生じた。

イ 人員派遣経費（2） 73万0489円

本件事故により、各地から原告チヨダの社員が、視察、商品撤去、片付け、店舗再開のための商品導入・搬入陳列などのために、チヨダ店舗に行くことを余儀なくされた。この人員派遣のためにかかった経費が損害として原告チヨダに生じた。

ウ 夜間管理費用（3） 45万4300円

本件事故によって、チヨダ店舗の施錠ができなくなり、原告チヨダは夜間の警備を警備会社に依頼することを余儀なくされた。このためにかかった費用が損害として原告チヨダに生じた。

エ その他備品代（4） 9万5008円

本件事故により破損した商品の撤去、商品の購入、店舗営業再開に向けた備品購入費等が損害として原告チヨダに生じた。

オ 営業再開費用（５） ９１万１８０７円

店舗営業再開に向けた販促費用が損害として原告チヨダに生じた。

カ 什器運搬費（６） ３０万５８００円

本件事故により什器が破損したため、他店舗から代替りの什器を運搬して  
5 くるのにかかった費用が損害として原告チヨダに生じた。

キ 弁護士費用（７） １０９万６６０３円

前記アないしカの合計１０９６万６０３１円の１割。

[第２事件被告ら及び第３事件被告らの主張]

別紙４原告チヨダ請求分損害一覧表の各被告の主張欄記載のとおり。

### 10 第３ 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実に後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が  
認められる。

#### (1) 本件建物及びガス設備等

15 ア 本件建物は、福島県郡山市島二丁目４４－３０所在の鉄骨造平屋建の店  
舗用建物であり、その北側で、「新さくら通り」と呼ばれる幹線道路に接し  
ており、周りには東邦銀行新さくら通り支店、毎日民報桑野販売センター、  
ペッパーランチ郡山新さくら通り店等の商業施設のほか、住宅等が位置し  
ていた。〔①甲２４の３・２、３、５頁（①甲２４のページ番号は、各丁の  
20 右下の付された番号による。以下同じ。）〕

被告高島屋商店は、平成１８年１０月、大和情報サービスから本件建物を  
転借し、被告レインズとの間でフランチャイズ契約を締結して、本件建  
物で「しゃぶしゃぶ温野菜郡山新さくら通り店」（本件店舗）の運営を開始  
した。〔弁論の全趣旨〕

25 本件店舗の開業に先立って、被告伊東石油は、平成１８年９月、被告高  
島屋商店との間で、本件ガス販売契約を締結し、本件建物に、供給設備と

して、LPガスのガス容器のほか調整器、ガスメーター、高圧ホース及び供給管（調整器出口からガスメーターまで）を設置し、消費設備として、配管（ガスメーター出口以降のガス配管）及びガス栓を設置した上、同月29日以降、本件建物にLPガスを供給していた。〔①甲24の1・264頁、①乙E2、弁論の全趣旨〕

被告伊東石油は、本件ガス販売契約に基づき、被告高島屋商店に対し、平成18年9月29日付け通知書（「お客様へのお知らせ（通知書）」）。①乙E2）を交付したところ、同通知書には、本件建物のガス設備のうち調整器、ガスメーター、高圧ホース及び供給管の供給設備のほか、消費設備である配管（ガスメーター出口以降のガス配管）一式は、被告伊東石油が所有する設備であり、被告高島屋商店に貸し付けるものであると記載されている。また、ガスメーターの出口から燃焼機器までの消費設備については、被告伊東石油又は同被告が委託した認定保安機関が法定期間内に調査を実施するが、その維持管理は消費者である被告高島屋商店の責任となることが記載されている。〔①乙E2〕

イ 本件建物は、その平面が南北方向に長い略長方形であり、南北の長さが約16.8m、東西の長さが約9.45mである。〔①甲24の3、弁論の全趣旨〕

本件事故前の本件建物の内部は、概ね別紙5図面のとおりであり、建物内の東側部分の北から中央付近にかけて厨房が設けられ、その余が客席等になっている。厨房と客席の間の2か所の仕切り部分には、下部にスイングドアが設けられ、上部にはのれんが取り付けられていた。本件建物の北側部分にはレジ台があり、その更に北側に風除室がある。本件建物の東側部分のやや南寄りの一角は、スタッフルームとなっており、スタッフルームの東面には、屋外に通じるスタッフ出入口のドアがあり、西面には店舗の客席に通じるドアがある。〔①甲24の3・35頁、①乙C1、2、5、

①乙E3]

LPガスの容器は、本件建物の東側外壁の南端（別紙5の「LPガス容器置場」と記載された箇所）に、ボンベ50kgが6本設置されていた。ガスボンベからの配管は、調整器を介し、ガスメーター（マイコンメーター）に接続され、ガスメーター以降は、本件建物東面基礎に支持金具で固定され、東面基礎に沿うように北に向かって配管されていた。ガス管は、屋外のガス給湯器2台の手前で三又に分岐し、うち1本は屋内へ接続し、他の2本はそれぞれ屋外給湯器に繋がっていた。〔①甲24の1・226頁、①甲24の3・35、36頁、弁論の全趣旨〕

屋内に接続するガス管は、厨房南東部分から本件建物内に入ると、厨房内の東側内壁に沿って北に向かい、コンクリート床の上に直に設置されていた。〔①甲24の1・211、227頁、①甲24の3・37頁、弁論の全趣旨〕

厨房内の東側の内壁沿いには、ガス台と流し台（以下「本件流し台」という。）が並んで置かれており（ガス台が北側、本件流し台が南側）、東側内壁に沿って北に向かうガス管は、本件流し台の下に至ると、本件流し台の排水管接続口を避けるように、エルボ（L字型継手）により内壁から離れ、本件流し台の下のエルボでガス台方向に曲がり（2つのエルボによりクランク状に配管されている。）、本件流し台とガス台の間に至るとエルボにより鉛直に立ち上がり（以下、本件流し台の下にクランク状に配管され、エルボにより立ち上がる部分までのガス管の部分を「本件ガス管部分」という。また、このうちエルボのある立ち上がり部分を、単に「立ち上がり部分」という。）、立ち上がったガス管は、床上約27cmの位置で二又に分岐して、1本はガス台下段に置かれたガス炊飯器と接続され、もう1本はガス台上段の業務用ガスコンロに接続されていた。ガス炊飯器及び業務用ガスコンロに繋がるガス管には、それぞれガス栓（元栓）が設けられて

いる。なお、上記業務用ガスコンロは、本件店舗の休業前から使用されていなかった。〔①甲24の1・227、229、256頁、①甲24の3・35、37、38頁、②甲56・写真155、写真178～180、①甲4・3頁、①乙F6の2、弁論の全趣旨〕

5 本件建物の厨房内の配管に使用されているガス管は、亜鉛メッキを施した配管用炭素鋼鋼管（SGP白鋼管又は白管と呼ばれる。）25Aであり、その寸法（JIS規格）は、外径34.0mm、内径27.6mm、厚さ3.2mmである。〔①甲24の3・36頁、②乙A1・41頁〕

## (2) 本件建物のガス設備の点検調査等

10 ア 液石法29条1項の認定を受けた保安機関である被告保安管理センターは、被告伊東石油から、本件建物のガス設備に関する液石法27条1項の保安業務のうち、定期供給設備点検、定期消費設備調査、緊急時対応及び緊急時連絡の業務の委託を受けており、本件建物のガス設備について、平成23年7月8日、平成27年3月17日及び令和元年12月2日に、それぞれ定期消費設備調査を含む定期点検調査を行った。〔①甲4、①乙F9、  
15 弁論の全趣旨〕

被告保安管理センターの従業員であるCは、令和元年12月2日、本件建物において、液石法で4年に1回の実施が定められている定期点検調査を実施した。Cは、本件建物のガスボンベ、集合装置等の供給設備を点検  
20 したほか、ガス調整器からガス器具（給湯器2台、ガスコンロ、ガス炊飯器）までの配管について、電気式ダイヤフラム式自記圧力計を用いた漏えい試験を行い、ガス漏れが生じていないことを確認し、配管をパッと見て異常を発見しなかったことから、検査結果を「良」と判定した。Cが同日作成したLPガス設備点検・調査票には、「配管・ガス栓」の検査項目（調査基準として、腐食、割れ、漏れ、腐食防止措置、圧損等が記載されてい  
25 る。）について、判定が「良」と記載されている。また、Cは、厨房内のガ

5 スコンロ及び炊飯器、それらに繋がる接続管やガス栓についても調査をし、このうちガスコンロに関しては、ガス栓が劣化していること、接続管（フレキ管）が基準に適合していないこと、ガスコンロ自体が故障し使用できないことから、「否」と判定した。〔①甲24の1・262頁、①乙F9、11、弁論の全趣旨〕

10 イ 被告伊東石油は、本件ガス販売契約に基づき、毎月、検針及びガスポンベの交換のために本件建物を訪問しており、その際には、液石法の規定に基づき、屋外設備、火器までの距離、火器を取り扱う施設までの距離、腐食防止措置、バルブ・供給管等の腐食・割れ、調整器の腐食、調整器の割れ・ねじの緩み等、ガスメーターの警告表示などの保安点検項目の点検を行っていたが、本件事故以前に異常を確認して対応したことはなかった。

〔①甲24の1・264頁、①乙E5、6、弁論の全趣旨〕

15 なお、本件建物に取り付けられているガスメーター（マイコンメーター）は、SBAメーター6号（愛知時計電機・SBA6-1）であり、これには合計流量遮断（ガス栓の誤開放やゴムホースの抜けなどで異常なガスの流量を検知した場合にガスを遮断する。）及び増加流量遮断（ガス栓の誤開放などでガス使用が急激に増えた場合にガスを遮断する。）の機能が付いており、その作動状況を警告表示できるものであるが、同メーターは、業務用であるため一般家庭のような安全装置はなく、微小な漏えいであれば長時間LPガスが流れ続ける可能性が高いものであった。〔①甲24の1・264頁、①甲24の3・10頁、①乙F3の1、①乙F9〕

### 20 (3) 本件建物でのLPガス消費量

25 被告伊東石油によるガスメーターの検針時のメーター値（ $\text{m}^3$ ）及びこれから計算される各月のLPガス消費量（ $\text{m}^3$ ）は、以下のとおりである。〔①甲24の1・264頁、①甲24の3・10頁〕

令和2年1月31日 5561.5（消費量108.7）

令和2年2月28日 5662.6 ( 101.1)

令和2年3月31日 5757.2 ( 94.6)

令和2年4月30日 5793.8 ( 36.6)

令和2年5月30日 5793.8 ( 0.0)

5 令和2年6月30日 5796.5 ( 2.7)

また、本件事故（令和2年7月30日）直後に確認されたメーター値は、5855.6 m<sup>3</sup>であり、前月30日のメーター値との差は、59.1 m<sup>3</sup>となる。〔①甲24の3・10頁〕

#### (4) 厨房内の状況及びその清掃方法等

10 ア 本件店舗の厨房内の東側内壁沿いにガス台と並んで設置された本件流し台は、四隅の直立する足で支えられており、その足の部分にすのこ状の台が設けられていた。〔①甲24の1・229頁、②甲56・写真178、179〕

15 イ 本件店舗では、閉店後に毎回、店舗内の清掃が行われていた。厨房の床については、床の見える部分に噴霧器で洗浄剤を撒いた上、デッキブラシでブラッシングし、その後、ホースの水で洗浄剤を洗い流していたほか、冷蔵庫や本件流し台の下などは、バケツに水を汲んで勢いよく水をかけて、埃や野菜くずを流し出すという方法で清掃されていた。水を流した後は、  
20 床用の水切りワイパーで排水溝に水を集めていたが、冷蔵庫や本件流し台の下は狭いためにワイパーを入れることができず、濡れたままの状態になっていた。〔①甲24の1・251、258頁〕

#### (5) 本件改修工事の実施等

25 被告高島屋商店は、本件店舗を令和2年4月24日から休業していたが、同年8月3日の再オープンに向けて、同年7月21日から同月31日までの予定で本件店舗の改修を行うこととし、その工事（本件改修工事）を、被告小西造型に請け負わせた。なお、本件改修工事には、ガス設備に関する工事

は含まれていない。〔①甲24の1・256頁、①甲24の3・7頁、①乙C3〕

被告小西造型は、従業員であるAに本件改修工事の現場管理をさせ、令和2年7月22日から本件改修工事に着手した。本件改修工事には、下請業者として、電気工事について株式会社KDサポート（以下「KDサポート」という。）が、内外装の塗装等についてBがそれぞれ関わった。〔①甲24の1・252頁、①甲24の3・7頁、①乙C6、9〕

KDサポートは、照明器具の交換と撤去及び増設工事を請け負い、令和2年7月25日、27日及び29日に本件建物で作業を行ったが、同月29日は、急きょIHコンロ設置のためのコンセント移設工事を依頼されたことから、同日午後2時30分頃に現場に入り、作業内容の打合せをした後、午後4時頃から本件流し台の上の天井付近の壁に取り付けられたコンセントを、三相から単相に変更した上、北側へ約40cm、下側へ約1m移動した位置（床上約1mの位置）に移設する工事を行い、午後4時30分頃に作業を終了した。KDサポートの作業者は、本件事故後の消防による事情聴取に対し、同月29日に初めて本件建物の厨房内に入ったこと、同日の作業でガスコンロには触れていないこと、厨房内はペンキの臭いのほか、排水溝（ドブ）の臭いが酷く、ガスの臭いは分からなかったこと等を述べた。〔①甲24の1・257頁、①乙C6、9〕

Bは、本件建物の内装と外装の工事を請け負い、令和2年7月23日から26日まで及び29日に本件建物で塗装等の作業を実施しており、同月29日は、午前8時40分頃から午後8時頃まで厨房入口、客室及びトイレの天井の塗装をした。Bは、本件事故後の消防による事情聴取に対し、本件建物では、作業を開始した同月23日から野菜を煮たような臭いがしていたが、飲食店であるため臭いが染みついているのかと思いついていなかったこと、同月29日午後3時頃からは、それとは明らかに違う、食材を腐らせたよう

な強い異臭（飲食店特有の臭いではない下水の臭い）がするようになったため、現場管理のAに2回ほど相談したこと等を述べた。〔①乙C8、①乙C11〕

5 本件店舗の店長であったIは、本件改修工事の期間中、何度か本件建物を訪問し、令和2年7月29日も午後1時頃に本件建物に赴き、被告小西造型のAとIHコンロ設置のためのコンセント増設位置等についてのお話をするなどした後、午後3時頃に本件建物を離れた。Iは、本件事故後の消防による事情聴取に対し、店舗改装中に何度か本件建物内に入ったが、同月29日にシンナーのような臭いを感じた以外には、ガスのような臭いを感じたことは  
10 なかった旨を述べた。〔①甲24の1・257頁〕

#### (6) 本件事故の発生及び被害の概要

ア 令和2年7月30日、被告小西造型のAは、午前8時56分に、本件建物東側のスタッフ出入口のドアを開けて、スタッフルームに入り、そこで、スティックキーを使って、セコムのセキュリティを解除した。なお、セコム  
15 のセキュリティが解除された際には、入室管理解除信号がセコムに発信され、これを受信したセコムから店舗の機器に折り返しで信号が発信される仕組みとなっている（それぞれ発信から受信まで約10秒～14秒のタイムラグがある。）ところ、本件事故日にAがセキュリティを解除した際にも、本件事故の爆発で本件建物が損壊するより前に本件店舗の機器が折  
20 返し信号を受信したことが確認されている。〔①甲24の1・16、263頁、①甲24の3・10頁〕

午前8時57分に本件建物内でガス爆発（本件事故）が発生し、午前8時57分45秒に消防への最初の通報がされた。〔前提事実(2)、①甲24  
25 の3・3頁〕

イ 本件事故により、本件建物は、屋根、天井及び外壁が剥がれ、鉄骨の骨組みがむき出しになり、その鉄骨も外に向かって湾曲し、瓦礫が周囲に散

在するなどして全壊し、本件建物の周囲の建物等にも、半径約700mの  
広範囲にわたり物的被害が生じた。〔①甲4、①甲24の1・8、126頁、  
①甲24の3・11～21頁〕

ウ 本件事故により、本件建物内にいたAが死亡した。Aの遺体は、臨場し  
た消防隊員によって、本件建物の北側部分の風除室内で発見された。なお、  
同風除室の南側にあるレジ台のすぐ脇には、店内全ての照明のスイッチ、  
店内の換気扇のスイッチ及びエアコンのスイッチがある。〔①甲24の1・  
9、18頁、①甲24の3・7頁、①乙C5、弁論の全趣旨〕

このほか、本件事故により、少なくとも重症者2名、軽症者17名の人的  
被害が生じた。〔①甲4、甲24の3・6頁〕

#### (7) 本件事故後の見分及び事故原因の判定等

ア 本件事故後、郡山地方広域消防組合、福島県郡山警察署及び消防大学校  
消防研究センターによって、事故現場の見分等が行われた。〔①甲24の3・  
2頁〕

本件建物のガス設備についての見分によれば、本件事故で飛散したガス  
ボンベ、ガスメーター、調整器、ガス給湯器には本体又は接続に破損、変  
形等が見られ、ガスの屋外配管にも破損、変形が見られたものの、腐食や  
開孔亀裂は認められなかった。本件建物内のコンクリート床上に露出配管  
されていたSGP白鋼管には、コンクリート床面に接している部分に錆が  
見分でき、本件ガス管部分の立ち上がり部分（エルボの南側）には腐食孔  
と思われる穴が開いていた。〔①甲24の1・12～14頁、②甲56・写  
真155～157、162～164〕

本件ガス管部分は、全体に腐食による錆が認められ、赤褐色に変色して  
おり、一部に剥離も認められた。前記の立ち上がり部分にある穴の付近は  
顕著に腐食し、今にも崩れてしまいそうな状態であると見分された。この  
穴が認められる部分の配管の厚みは、0.49mmであり、原形を保って

いる部分の配管の厚み（2.99mm）と比べて、著しい減肉が認められた。〔①甲24の1・14頁、①甲24の3・36頁、②甲56・写真154～157、162～168、②甲57〕

5 スモークマシンを用いて穴の位置を確認する試験を実施したところ、本件ガス管部分の前記の立ち上がり部分の穴のほか、その穴の端から26.0cmガスボンベ側（南側）に戻ったエルボ手前の位置にも穴が発見され、それぞれの穴の大きさは、前者が幅（径）3.0cm、長さ7.0cmで、後者が幅0.1cm、長さ4.0cmと計測された。〔①甲24の1・14頁、②甲57〕

10 なお、見分されたガスメーターには、メーターに衝撃が加わった等の理由で表示される「BCガス止め」の表示が認められたが、本件事故前にガスメーターの合計流量遮断や増加流量遮断の各機能が作動した形跡はなかった。〔①甲4、①甲24の3・18頁、①乙F3の1〕

15 ガス警報器の本体は、現場から発見されなかった。〔①甲24の1・19頁〕

イ 郡山地方広域消防組合予防課火災調査係作成の令和2年10月19日付け火災原因判定書（以下、単に「火災原因判定書」という。①甲24の1）は、LPガス漏れ箇所に関して、本件建物のガス設備を順次検討した上で、屋外配管には腐食や開孔亀裂はなく、屋内配管について、コンクリート床上にガス管が露出配管され、コンクリート床面に接している部分に錆が見分でき、立ち上がり部分に腐食孔と思われる穴が開いており、その穴のある部分の配管の厚みが0.49mmと薄くなっていること等を指摘して、立ち上がり部分はその腐食状態から考察すると亀裂又は穴が開いていた可能性が非常に高いなどと判断した（本件ガス管部分に開いた2つの穴について、その大きさは爆発の衝撃で大きくなった可能性が否定できず、爆発前の状態が亀裂だったか穴だったか、2か所から漏れたのか1か所から漏

れたのかは特定できないとした。〔①甲 2 4 の 1 ・ 1 2 ～ 1 4 頁〕

また、発火源に関しては、たばこ、放火、静電気等の L P ガスに引火する可能性のある発火源を順次検討した上で、換気扇、エアコン又は照明器具のスイッチを入れたことで通電引火した可能性が高いなどと判断した  
5 (ただし、物的根拠がないため、発火源は特定に至らず、不明とする。)

〔①甲 2 4 の 1 ・ 1 4 ～ 1 8 頁〕

本件事故の爆発原因について、火災原因判定書では、上記判断等を踏まえて、本件店舗の厨房で L P ガス配管に使用されていた S G P 白鋼管が腐食により穴が開き、この穴から L P ガスが漏れ、本件建物内に充満しており、本件事故当日、店内に入った A がエアコン、換気扇又は照明器具等の  
10 スイッチを入れるなど、何らかの発火に至る行動を起こしたことにより、充満した L P ガスに引火し、爆発に至ったものであると判定された。〔①甲 2 4 の 1 ・ 1 9 頁〕

ウ 消防大学校消防研究センター所長作成の令和 3 年 1 月 5 日付け現場見分に  
15 係る技術支援結果報告書（以下、単に「技術支援結果報告書」という。

①甲 2 4 の 3、②甲 5 5）は、L P ガスの漏えいに関して、本件流し台下部の本件ガス管部分の腐食孔、亀裂箇所から L P ガスが漏えいした可能性が高く、腐食の要因として、ガス配管が床に直置きで施工されていること及び床の洗浄時に水を掛けるが水切りが悪い状態であったことから、厨房  
20 内が腐食しやすい環境下であったと考えられると判断した。〔①甲 2 4 の 3 ・ 4 2 頁〕

発火源に関しては、ライターやマッチの裸火は可燃性混合気を着火させる可能性が高いが、店内に L P ガスが充満していたとすると臭気に気づき、裸火を使用する可能性は低いこと（ただし、本人確認ができないため特定  
25 はできないこと）、電気機器、配線内のショートによるスパークの可能性が考えられること（ただし、物的証拠は得られていないこと）、エアコン、照

明、換気扇等の電気機器の何らかのスイッチを押下したことによるスパークの可能性が考えられること（ただし、物的証拠がなく本人確認できないため特定できないこと）などと判断した。〔①甲 2 4 の 3 ・ 4 3 ～ 4 4 頁〕

5 本件事故の火災原因について、技術支援結果報告書では、上記判断等を踏まえて、本件店舗の厨房の腐食した配管から L P ガスが漏えいし、ライターやマッチの裸火、電気機器類のショート又は何らかの電気のスイッチを押下したことでスパークが発生し、店内に滞留していた L P ガスに着火、爆発した可能性が考えられる（ただし、発火源については確たる証拠が得られず特定できない）と結論付けられた。〔①甲 2 4 の 3 ・ 1、4 4 頁〕

10 エ 経済産業省産業保安グループガス安全室が令和 2 年 1 2 月 1 1 日付で作成した本件事故に関する報告書（①甲 4。以下「本件事故報告書」という。）には、事故概要として、本件店舗の厨房シンク下、コンクリート上に直に設置されていた腐食した白管からガスが漏えいし、何らかの着火源により着火して爆発したことが推定されていると記載されている。〔①甲 4〕

15 (8) 液石法の定め等

ア 液石法は、L P ガス販売事業者に対し、販売契約を締結している一般消費者等について行うべき保安業務として、供給設備について点検等を行うこと（液石法 2 7 条 1 項 1 号）のほか、消費設備についての調査をし、その消費設備が液石法 3 5 条の 5 の経済産業省令で定める技術上の基準に  
20 適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならないこと（同法 2 7 条 1 項 2 号）等を定めている。もっとも、L P ガス販売事業者は、液石法 2 9 条 1 項の認定を受けた保安機関に対して保安業務の全部又は一部を委託  
25 することができることとされ、この場合には、委託した範囲内については自ら保安業務を行うことを要しない（同条 2 項）。ただし、保安業務の実施及

びその結果を確認することは、LPガス販売事業者の業務主任者の職務とされている（液石法20条1項、液石法施行規則24条7号）。

そして、液石法施行規則44条1号は、消費設備について液石法35条の5の経済産業省令で定める技術上の基準として、「配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること」（同号イ）、「配管には、腐しよくを防止する措置を講ずること」（同号ロ）、「配管に使用する材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること」（同号ハ）、「配管は、漏えい試験に合格するものであること」（同号ヘ）等を定めている。

保安業務を行うべきときは、経済産業省令で定める基準に従って、その保安業務を行わなければならないところ（液石法34条1項）、この経済産業省令で定める基準として、液石法27条1項2号の消費設備の調査に関し、配管及びガス栓が使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること（液石法施行規則44条1号イ）、配管に腐しよくを防止する措置を講ずること（同号ロ）、配管が漏えい試験に合格するものであること（同号ヘ）等の調査を、LPガス供給開始時及び4年に1回以上の回数で行うことが定められている（同37条1号イ(2)）。なお、亜鉛めっきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したものについては、前記漏えい試験（同44条1号ヘ）は、4年に1回以上ではなく、1年に1回以上の回数で行うものとされている（同37条1号イ(1)）。

イ 例示基準は、液石法施行規則44条に規定する消費設備の技術上の基準等（機能性基準）への適合性評価に当たっては、個々の事例毎に判断することになるが、例示基準のとおりである場合には当該機能性基準に適合するものとしている。例示基準は、液石法施行規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に例示したものであるが、液石法施行

規則に定める技術的要件はこの例示基準に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規定に適合するものと判断するものであるとしている。〔①乙A1〕

例示基準の28節（供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置）では、液石法施行規則44条1号ロ、ハ等に関して、以下の具体的な基準を掲げている（抜粋）。〔①乙A1〕

「28. 供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置

集合装置、供給管、配管、継手及びバルブの適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置並びにガス栓、パッキン及びシール材の適切な材料及び使用制限は、次の基準によるものとする。

#### 1. 適切な材料及び使用制限

##### (1) 管

##### ② 高圧部以外に用いる管

高圧部以外に用いる管は、その設置場所の区分に応じ、それぞれ次に掲げるもの又はこれらと同等以上のものであること。

(i) 露出部（床下地上及び地表面に開口部を有する溝（ふた付のものを含む。）内を含む。）

a. J I S G 3 4 5 2（1988）配管用炭素鋼鋼管に定める白管。ただし、屋内の多湿部、水の影響を受けるおそれのある場所及び地表面に開口部を有する溝（ふた付のものを含む。）内に使用する場合を除く。

#### 2. 腐食を防止する措置

腐食を防止する措置は、1. に定める材料をその制限に従って使用するほか、次の基準によるものとする。

##### (1) 管及び継手

管及び継手は、その設置場所の区分に応じ、それぞれ次の基準のいずれかの措置を講ずること

① 露出部

(ii) 白管、塗装白管及び塗装黒管を床下、室内又は壁面（屋外側）に設置する場合は、地盤面、コンクリート面等の導電性の支持面に直接接触れないように設置すること。」

また、例示基準の29節（供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法）では、液石法施行規則44条1号へに関して、「2」で、配管等の漏えい試験（漏えい検知装置を用いる場合を除く。）の基準を定めるとともに、「3」で、漏えい検知装置を用いた配管の漏えい試験の方法について、漏えい検知装置を設置して、警報表示の有無を2か月に1回以上確認し、警報表示がある場合には「2」の漏えい試験を行って漏えいの有無を確認し、必要な措置を講ずることなどの基準を掲げている。〔①乙F3の2〕

ウ 経済産業省の委託により高压ガス保安協会が編集したLPガスに関する「保安業務ガイド 点検・調査」（以下「保安業務ガイド」という。）では、保安業務である定期消費設備調査について、配管等の欠陥（液石法施行規則44条1号イ）、配管の腐しよく防止措置（同号ロ）、配管の漏えい試験（同号へ）等の調査をそれぞれ4年に1回（ただし、白管等の埋設管の漏えい試験については1年に1回）実施することが記載されており、このうち、配管等の欠陥の調査については、使用上支障のある腐しよく、割れ等がなければ「良」と判定することとされ、具体的には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないもの、金属部分に著しい腐食のないものであること、ひび割れ、損傷のないものであること等を確認するものと解説されており、腐しよく防止措置の調査については、腐しよくを防止する措置が講じてあれば「良」と判定することとされ、具体的には、白管の亜鉛

メッキ及び塗装等が損傷していないことを確認するものと解説されている。〔②甲40〕

## 2 本件事故の原因について

### (1) LPガスの漏えいにつき

5           ア 前記1(7)アのとおり、本件建物内のガス管は、白管（SGP白鋼管）であるが、これがコンクリート床上に露出配管されており、本件事故後の見分等では、コンクリート床面に接している部分に錆が見分でき、特に、本件ガス管部分には、全体に腐食による錆が認められ、赤褐色に変色して、一部に剥離が認められ、立ち上がり部分には腐食孔と思われる穴があり、  
10           その穴の付近が顕著に腐食し、配管の厚みに著しい減肉が認められた。

          郡山地方広域消防組合及び消防大学消防研究センターは、いずれも、これらの見分等の結果に基づいて、本件事故のガス爆発に至る機序について、本件店舗の厨房内のガス管の腐食箇所の亀裂又は穴からLPガスが漏えいした可能性が高いと判断し、そのLPガスが本件店舗内に充満していたと  
15           ころに、何らかの発火源から着火して、爆発した可能性があると判断している。

          この点、鉄等の金属は、水中に浸すと水中の酸素と反応して(腐食反応)、錆こぶを形成する。金属は時間経過とともに酸素と結合し腐食していくのが自然であり、腐食が進行して配管に穴が開くという事故が数多く発生していることが知られている（①乙F12・参考資料（(一財)建築コスト管理システム研究所・新技術調査検討会「空調・衛生配管の腐食とその対策」建築コスト研究 No101.69）。また、LPガス保安技術者向けWEBサイトでも、地面やコンクリート、地中又は水面・水中に接触しているガス管は腐食のおそれがあるとされ、白管については、コンクリート、地盤等には直接接触させないことが求められており（①乙F7・4、5頁）、例示基準  
20           においても、白管（SGP白鋼管）は露出部の配管として一般的には適切

な材料であるものの、屋内の多湿部や水の影響を受けるおそれのある場所を除くとされ（例示基準28節の1(1)②(i)a）、白管（SGP白鋼管）を室内に設置する場合には、腐食を防止するために、コンクリート面等の導電性の支持面に直接触れないように設置することが掲げられている（同

5

しかるに、本件店舗の厨房内の本件ガス管部分は、本件流し台の下、コンクリート床の上に直に設置されており（前記1(1)イ）、本件店舗では、閉店後の清掃の際、本件流し台の下はバケツに水を汲んで勢いよく水をかけて、埃や野菜くずを流し出すという方法で実施され、本件流し台の下は狭いために水切りワイパーを入れることができず、濡れたままの状態になっていたのであり（前記1(4)イ）、本件事故後の見分でも、本件ガス管部分に著しい腐食及びそれによる錆、減肉が確認されたこと（前記1(7)ア）からすれば、本件ガス管部分は、平成18年に本件建物にガス配管が設置されてから令和2年に本件事故が起こるまでの約14年間にわたり、腐食のしやすい環境に置かれたことによって、著しい腐食及び錆が進行していたものと認めることができる。なお、金属の腐食は時間経過とともに進行するものであり（前記）、本件事故について理論解析と考察を行ったJ（J技術士事務所。技術士（化学部門））の意見書（①乙F12。以下「J意見書」という。）でも、金属製配管の1年当たりの腐食速度に年数を乗じて、本件ガス管部分の理論上の減肉量が試算され、これと実測値との整合性が確認されていること（①乙F12・4頁）からすると、本件建物のガス配管の設置から13年以上が経過し、本件事故まで8か月足らずであった令和元年12月2日の時点で、被告保安管理センターが本件建物の定期点検調査を実施した際には、本件ガス管部分には、本件事故時と大きく変わらない程度の著しい腐食及び錆が存在したと認められる。

10

15

20

25

そして、本件事故前に、本件ガス管部分に前記のとおり著しい腐食及び

5 錆が進行しており、本件事故後には、その腐食箇所には腐食孔と思われる穴が確認されたこと（前記1(7)ア）、立ち上がり部分の穴の付近の外観及び性状については、見分時に撮影されたカラー写真（②甲56・写真154～157、162～164）からも、錆、変色及び腐食の進行が顕著であり、変質及び減肉に伴う著しい劣化が明瞭に確認できることに加えて、消防の見分及びスモークマシンを用いた試験によっても、上記腐食箇所の穴以外には、LPガスの漏えいを疑うべき箇所は確認されていないこと（前記1(7)ア～ウ、①甲24の1、24の3、②甲56、57）にも照らすと、本件事故の原因となったLPガスは、本件ガス管部分の腐食箇所の亀裂又は穴から漏えいしたものであると、合理的に推認することができる。そして、この点については、前記の客観的な見分結果に基づいて専門的な知見を踏まえてされた前記消防の判断とも整合するものであって、疑いを差し挟む余地のないものといえる。

15 イ また、J意見書では、本件建物で異臭が感知された令和2年7月29日午後3時から本件事故発生の同月30日午前8時57分までの約18時間、LPガスが一定流量で流出して、59.1m<sup>3</sup>（前記1(3)）が漏えいしたと仮定すると、時間当たりの流出量は、3.2m<sup>3</sup>/時間（53L/分）の流出となること、この流出量は、SBメーター（SBA6-1）のガス遮断機能の設定100L/分を下回るため、ガス遮断機能が働かないこと、上記流出量を元に、LPガスの供給圧を0.03kg/cm<sup>2</sup>Gとして粘性流円筒管モデルにより流出孔の径を算出すると、径1.47mmとなること（したがって、本件事故後の見分で指摘された穴は、本件事故の衝撃で拡大した可能性が大きいこと）、換気状況を「建物の気密性を用いた換気量の簡易計算法」により「密閉性の高い通常の建物」と同等と仮定して方程式を立て、漏えい開始から18時間経過後の残留LPガスの濃度を算出すると4.2vol%となるが、これは、理論的に最も効率の良い最高エネルギー

ギーを發揮する爆発反応（L P ガスの場合、空気中で約 4 v o 1 %）に合致し、理論的にも最大効率の爆発が発生したと分かること、建屋内でL P ガスの漏えいが始まってから人が異臭を感じる濃度に達するまでの時間が、最少で4分12秒、最大で7分12秒と推算されることがそれぞれ指摘されている（①乙F 1 2・2～3、5、7頁）。なお、L P ガスの爆発限界（爆発が起こる可能性がある空気中のガスの割合の範囲。燃焼範囲）は、2. 1～9. 5 v o 1 %とされる（①甲24の3・42頁、①乙F 2・18頁、①乙F 5）。また、本件事故報告書では、ガスメーターの増加流量遮断の設定値が4 m<sup>3</sup>/時間であり、合計流量遮断の設定値が7. 5 m<sup>3</sup>/時間であるとされているが（①甲4）、J意見書で試算された時間当たり流出量（3. 2 m<sup>3</sup>/時間）は、これらの値を下回る。

J意見書等のこれらの知見を踏まえて、本件事故前日の令和2年7月29日午後3時頃から、本件建物で本件改修工事に携わっていたBが、それまでとは異なる強い異臭を感じ始めたこと（前記1(5)）、ガス漏えいがあるにもかかわらず本件建物に設置されたガスメーターの遮断機能が働かなかったこと（前記1(7)ア）、本件事故日である同月30日午前8時57分には本件建物にL P ガスが充満しており、発火源による着火によって爆発を起こしたと考えられること（前記1(6)ア、(7)イ、ウ）を考慮すると、本件事故前のガスの漏えいの経過について、本件ガス管部分に著しい腐食及び錆が進行しており、特に立ち上がり部分でその腐食と減肉が著しかったところ、同月29日午後3時前後に、本件ガス管部分の立ち上がり部分の腐食箇所小さな亀裂又は穴が生じ（したがって、本件事故後に見分された穴は、本件事故時の爆発の衝撃により大きくなったものであり、本件事故前には見分時と同じ大きさの穴が存在したわけではないと認められる。）、そこからL P ガスが漏出し始め、同月30日午前8時57分までに、漏出したL P ガスが本件建物内に充満し、その濃度が爆発限界に達してい

たことで、同時刻の大規模なガス爆発（本件事故）に至ったものと、合理的に推認することができる。

## (2) 発火源につき

5 火災原因判定書及び技術支援結果報告書は、本件事故の発火源について、種々の可能性を検討した上で、火災原因判定書では、換気扇、エアコン又は照明器具のスイッチを入れたことで通電引火した可能性が高いと判断され、技術支援結果報告書でも、エアコン、照明、換気扇等の電気機器の何らかのスイッチを押下したことによるスパークの可能性があると判断された（前記1(7)イ、ウ）。

10 これらの消防の判断に加えて、Aの遺体が本件店舗の北側部分の風除室内で発見され、その南側のレジ台のすぐ脇には、店内全ての照明のスイッチ、店内の換気扇のスイッチ及びエアコンのスイッチがあること（前記1(6)ウ）、本件建物に入ったAが、まず店内の照明やエアコンを付けようとしたり、ガス臭を感じて換気扇を付けようとするのは、想定される自然な行動といえることも考慮すると、Aがこれらの電気機器のスイッチを押下したことによ  
15 って、当該電気機器のスパークが生じ、これがLPガスに引火したと考えるのが最も自然であり、合理的というべきである。なお、技術支援結果報告書は、ライターやマッチの裸火も可能性の一つとして挙げるものの、店内にLPガスが充満し、臭気に気づくにもかかわらず裸火を使用する可能性は低い  
20 と考えられるとしており、また、電気機器の配線内のショートによるスパークも可能性の一つとして挙げるが、その物的証拠はないとしており（前記1(7)ウ）、このほか、Aが本件建物に入ってからガス爆発が起こるまではごく短時間であった（前記1(6)ア）ところ、そのわずかな間に、Aの行為によらず、偶然に電気機器の配線内のショートによるスパークが生じたという可能性は極めて低いと考えられることからしても、これらが発火源となったことは  
25 は否定される。

以上によれば、本件事故の発火源は、本件建物に入ったAが換気扇、エアコン又は照明器具のスイッチを入れたことによる電気機器のスパークであり、これがLPガスに引火したことでガス爆発が起きたと推認することができる。

### 3 争点1（被告高島屋商店の責任原因）について

5 (1) 原告らと被告高島屋商店との間では、本件建物の厨房内のガス管が、ガスボンベからガス機器までガスを供給するために設置されていた屋内配管設備であるから、民法717条所定の土地の工作物に該当すること、ガス管が被告高島屋商店の運営する本件店舗に設置されて、実際にガス台や給湯器を利用するために供用されてきたから、被告高島屋商店が民法717条の「占有者」に該当することについて、争いがない。

10 (2) 被告高島屋商店は、LPガスの漏出の原因は、経年によって劣化していたガス管に本件改修工事に伴う何らかの外力が加わって損傷が生じたことであり、本件事故以前にはガス管に経年劣化を原因とする損傷は存在しなかったのであるから、ガス管に設置・保存の瑕疵は存在しないと主張する。

15 しかし、土地の工作物の設置又は保存の瑕疵とは、当該工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうと解される（最高裁平成22年（受）第1163号同年（オ）第946号同25年7月12日第二小法廷判決・裁判集民事244号1頁）ところ、前記1(7)及び2(1)アのとおり、本件ガス管部分は全体に腐食による錆が見られ、赤褐色に変色しており、一部に剥離も  
20 あった上、その立ち上がり部分には錆、変色及び腐食の進行が顕著であり、変質及び減肉に伴う著しい劣化が認められ、さらに、そこに穴又は亀裂が生じてLPガスを漏えいするに至ったのであるから、本件事故当時、本件ガス管部分が、店舗厨房内に設置されるガス管として通常有すべき安全性を欠いていたことは明らかというべきである。

25 この点、本件ガス管部分からのガスの漏えいは令和2年7月29日午後3時前後から始まったものと認められるが(前記2(1)イ)、本件改修工事には、

ガス設備に関する工事は含まれていないのである（前記 1 (5)）から、同日の作業で、本件店舗内の配管等のガス設備が作業の対象となったことはないと思われれる。もっとも、同日午後 2 時 30 分頃から同日午後 4 時 30 分頃まで、厨房内でコンセント移設工事の打合せや移設作業がされていたこと（前記 1 (5)）からすると、同工事の際に、ガス台又はそこに置かれた業務用ガスコンロやガス炊飯器に人為的な力が加わり、それが業務用ガスコンロ及び炊飯器と接続されたガス管（本件流し台とガス台の間に鉛直に立ち上がった配管）に伝わり、さらに本件流し台の下の本件ガス管部分にも影響を与えた結果、そこに穴又は亀裂が生じたという可能性は、完全には否定されない（なお、火災原因判定書及び技術支援結果報告書においては、本件ガス管部分の腐食により穴が開いた、配管の腐食孔、亀裂箇所から LP ガスが漏えいしたなどと判断されているが（前記 1 (7)イ、ウ）、その穴（孔）が腐食の進行により自然に開いたものであるか、進行した腐食箇所に何らかの力が加わって開いたものであるかについては、明確な言及はない。①甲 24 の 1、24 の 3）。

しかしながら、飲食店の厨房内でガス台等の厨房機器に人の力が加わることは通常想定されるものであり、厨房内に敷設されたガス管がその程度の外力で損傷することは許されず、かかる外力によっても損傷しないことが通常有すべき安全性であるというべきであるから、そのような通常想定される程度の外力によってガス管が損傷したのであれば、そのこと自体をもって、当該ガス管が通常有すべき安全性を欠くものと評価されるべきことになる。

この点、本件ガス管部分の著しい腐食及び錆の状況（前記 1 (7)ア、2 (1)ア）に照らすと、ごく小さな力であっても腐食箇所に穴や亀裂が生じることが考えられるが、一方、前記コンセント移設工事に伴う作業の際に、飲食店の厨房内の一般的な作業で通常想定される程度の力を超える強い力が、厨房機器やガス管に加えられたことは全くうかがわれない上、本件ガス管部分に

開いた穴又は亀裂が小さいものであったこと（前記2(1)イ）からしても、管自体の変形や圧損を来すような大きな力が本件ガス管部分に加わったことは考え難い。

5 そうすると、仮にコンセント移設工事に伴う作業の際に厨房機器等に人為的な力が加わり、それがきっかけとなって、著しい腐食及び錆が進行していた本件ガス管部分に穴又は亀裂が生じたとしても、それを理由に、本件ガス管部分が、飲食店厨房内のガス管として通常有すべき安全性を欠いていたことが否定されることはないというべきである。

10 (3) 被告高島屋商店は、保安機関という専門業者に配管の安全確認を任せ、その調査を受けてきたものの異常は確認されず、また、通常の営業活動内においても設備確認を実施して異常は認められなかったのであるから、ガス消費者たる被告高島屋商店においては、消費者として要求される損害の発生を防止するために必要な注意（民法717条1項ただし書）を尽くしていたと主張する。

15 しかし、本件店舗内のガス管は金属製の配管であり、特に水が掛かるような環境においては、錆や腐食が生じやすいことは、専門的知見がなくとも認識可能というべきである。にもかかわらず、被告高島屋商店は、厨房内の床の清掃の際、本件ガス管部分が設置されていた本件流し台の下に水を撒き、水切りをせずに放置して、本件ガス管部分を水の影響下に置き（前記1(4)イ）、  
20 これによって、本件ガス管部分の腐食及び錆を進行させたものである（前記2(1)ア）。

また、確かに保安機関である被告保安管理センターは、配管の異常を指摘していないが（前記1(2)ア）、客観的には、本件事故前から本件ガス管部分に著しい腐食及び錆が存在し（前記2(1)ア）、しかも、その腐食及び錆の状態は、全体が赤褐色になり、一部剥離も認められるなど、目視により、容易  
25 に異常を認識できるものであったと認められる（前記1(7)ア、②甲56・写

真154～157、②甲57)。

この点、本件店舗の店長であるIは、消防による事情聴取に対し、ガス配管が本件建物内のどこを通っているかは知らず、配管の状態まで把握できなかったと述べているが(①甲24の1・258頁)、Iは、本件流し台とガス台の間で立ち上がった配管がガスコンロ及びガス炊飯器に接続されていることを認識し、その配管に付いているガス栓を操作していたのである(前記1(1)イ、①甲24の1・258頁)ところ、本件ガス管部分は、その立ち上がった配管の下にエルボにより接続されているのである(前記1(1)イ)から、Iにおいて、本件流し台の下にガス管が設置されていることも容易に認識し得たといえる。

そして、本件ガス管部分は、本件流し台の下にあるが、本件流し台の下では、本件流し台の排水管接続口を避けるように、内壁から離れて、クランク状に設置されているため(前記1(1)イ)、本件流し台の前(厨房内側)から比較的に見やすい位置にあり(①甲56・写真156、178)、本件流し台の足の部分には台が設けられているものの、その台はすのこ状であるため、すのこの板と板の間から下のガス管を視認することができ、また、その台と床との間に十分なすき間があるため、台の下をのぞき込んでガス管を確認することも困難ではなかったと認められる(前記1(4)ア、①甲56・写真178、①乙F6の2)。

これらに加えて、被告高島屋商店は飲食店を運営する株式会社であり、その業として、本件店舗内のガス設備を用いていたこと(前提事実(1)ウ、前記1(1))、被告伊東石油が業務用にLPガスを使用する事業者に対して交付している「業務用周知文書」には、消費設備の日頃の安全点検を消費者が行うべきことが記載されていること(①乙E4)をも考慮すれば、被告高島屋商店がガス消費者であること等、被告高島屋商店が主張する事情を斟酌しても、被告高島屋商店が、本件ガス管部分の著しい腐食及び錆を認識せず、修理交

換の依頼等の適切な措置をとらなかったことについて、本件建物のガス管の占有者に求められる、損害の発生を防止するために必要な注意（民法717条1項ただし書）を十分に尽くしていたということはできない。

(4) よって、被告高島屋商店は、民法717条1項本文に基づき、本件事故によって損害を受けた被害者らに対し、損害賠償責任を負うと認められる。

#### 4 争点2（被告伊東石油の責任原因）について

(1) 前記1(1)のとおり、本件建物には、LPガスのガス設備として、ガス容器（ガスボンベ）のほか、調整器、ガスメーター、高圧ホース、供給管（調整器出口からガスメーターまで）、配管（ガスメーター出口以降のガス配管）及びガス栓が設置されており、ガスメーター出口以降の配管は建物東面基礎に支持金具で固定され、東面基礎に沿うように配された後、三又に分岐し、うち1本が厨房南東部分から本件建物内に入り、建物内では、厨房の東側内壁に沿って、コンクリートの床に直に設置されており、本件建物におけるLPガスの使用のために供されていたのであるから、本件建物のガス配管（その一部である本件ガス管部分を含む。）は、他のガス設備と一体として、土地の工作物（民法717条1項）に当たると認められる。

(2) 民法717条1項本文の趣旨は、工作物の設置又は保存に瑕疵があることによつて損害が生じた場合、このように通常有すべき安全性を欠く状態にある工作物を支配管理して上記損害の発生を防止すべき地位にある者に損害賠償責任を負わせることにあると解される（最高裁令和6年（受）第385号同8年1月22日第一小法廷判決・最高裁ホームページ）ところ、被告伊東石油は、本件建物にガス設備を自ら設置し、その際、厨房内の配管については、SGP白鋼管を用いて、これをコンクリート床の上に直に置いて敷設した上（前記1(1)）、被告高島屋商店と本件ガス販売契約を締結し、契約に関する通知書（①乙E2）の中で、ガスメーター出口以降のガス配管の所有権が被告伊東石油に帰属し、これを被告高島屋商店に貸し付けることを明示す

るとともに、ガスメーター出口から燃焼機器までの消費設備について、その維持管理は被告高島屋商店の責任となるものの、法定の調査は被告伊東石油又はその委託した保安機関が実施することを示していた（前記1(1)ア）。また、被告伊東石油は、本件ガス販売契約の締結以降、配管を含むガス設備を利用して本件建物にLPガスを供給し、販売しており（前記1(1)ア）、  
5  
ここでは、LPガス販売事業者として、液石法上、供給設備及び消費設備について保安業務を行う責任を負い（前記1(8)ア）、毎月、本件建物において検針及びガスボンベの交換をする際には、供給設備について自ら点検を実施するとともに（前記1(2)イ）、消費設備についても、LPガス販売事業者として  
10  
本来的に保安業務を行う責務を負うが、その業務の一部を保安機関である被告保安管理センターに委託することを選択し、被告保安管理センターをして消費設備の調査を行わせることで、配管を含む消費設備の管理を行いながら、自らも検針時にガスメーターの表示を点検し、LPガスの消費量やガス漏れ等の異常の有無を確認していた（前記1(2)、(3)）。

15  
以上の液石法上の保安業務に関する義務及びガス配管に対する実際の管理状況に関する事実を照らせば、被告伊東石油は、本件建物の配管を含むガス設備の保守・管理及びそれによる安全性の確保について具体的な管理及び支配を及ぼしており、本件ガス管部分を含む消費設備について通常有すべき安全性を確保していくことが予定されていたというべきであるから、被告伊東石油は、本件ガス管部分を含むガス管を支配管理してその設置又は保存の瑕疵による損害の発生を防止すべき地位にあったといえることができる。したがって、ガス配管に起因する災害の被害者に対する関係では、被告高島屋商店だけでなく、被告伊東石油も、本件ガス管部分を含む配管の「占有者」（民法  
20  
717条1項）に該当するというべきである。

25  
これに対し、被告伊東石油は、ガス管が本件建物に付合しているから、被告伊東石油はその所有者ではないこと、所有権の帰属に関する通知書の記載

は便宜上、慣習上の記載にすぎないことを主張する。

しかし、被告伊東石油が被告高島屋商店に交付した通知書は、液石法14条及び液石法施行規則13条に基づき消費者に交付される書面であり（①乙E2）、ガス設備の所有関係は法定の記載事項（液石法14条1項6号、液石  
5 法施行規則13条1項6号）であるから、これが便宜上、慣習上の記載であるとの被告伊東石油の主張は採用できない。

また、仮に付合によってガス設備の物権法上の所有者が被告伊東石油でないとしても、前記のとおり、被告伊東石油が配管を含むガス設備について具体的管理及び支配を及ぼしており、その設置又は保存の瑕疵による損害の  
10 発生を防止すべき地位にあると認められる以上、被告伊東石油が、配管について、民法717条1項の「占有者」に該当することが否定されることはないといえる。

(3) 土地の工作物の設置又は保存の瑕疵とは、当該工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうところ、前記3(2)のとおり、本件ガス管部分は全  
15 体に腐食による錆が見られ、赤褐色に変色しており、一部に剥離もあった上、その立ち上がり部分は錆、変色及び腐食の進行が顕著であり、変質及び減肉に伴う著しい劣化があったこと及びそこに穴又は亀裂が生じ、LPガスを漏えいするに至ったことからすれば、本件事故当時、本件ガス管部分が通常有すべき安全性を欠いていたことは明らかであり、本件ガス管部分には瑕疵が  
20 あったと認められる。

これに対し、被告伊東石油は、本件建物のガス管の設置時に消防の立入り検査が実施され、検査済証が交付されていることから、ガス管について設置の瑕疵がないと主張し、ガス管の常日頃の点検は、被告高島屋商店が行うこととされ、4年に1回の義務調査については、被告伊東石油から委託を受けた被告保安管理センターが適切に実施しており、被告伊東石油は、毎月の検  
25 針時に供給設備の点検やマイコンメーターの警告表示の点検も行っていたが、

何ら異常は確認されなかったことなどを挙げて、被告伊東石油には、ガス管についての保存の瑕疵は認められないと主張する。

しかしながら、ガス管設置時（平成18年9月。前記1(1)ア）に消防の検査を受けていたとしても、本件事故当時、本件ガス管部分が客観的に通常有すべき安全性を欠いていたと認められることは前記のとおりであるから、そこに瑕疵があったことは明らかであり、また、その瑕疵が、被告高島屋商店、被告保安管理センター及び被告伊東石油による点検等によって発見されなかったとしても、それによって瑕疵がなかったことになるものではないから、瑕疵がない旨の被告伊東石油の主張は採用し得ない。

また、被告伊東石油は、消費設備の配管の管理は被告高島屋商店が行うことになっており、被告伊東石油にはガス管の点検をする義務がなかったこと、保安業務を被告保安管理センターに委託しており、被告伊東石油がそれ以上の点検を尽くすことは不可能であったことを挙げて、必要な注意を尽くしていたと主張する。

しかしながら、液石法上、消費設備の安全管理を、消費者のみが実施することとはされておらず、被告伊東石油は、LPガス販売事業者として、配管等の消費設備の調査を行う責務を負うのである（液石法27条）から、被告高島屋商店との間で、消費設備の維持管理を被告高島屋商店の責任とすることを合意していた（前記1(1)ア）としても、それだけで、被告伊東石油が本件建物のガス管の点検をする義務がなかったということはできない。また、被告伊東石油は、本件ガス管部分を含むガス管を自ら本件建物のコンクリート床の上に直に置いて敷設したものであり、本件事故当時も、ガス管の占有者として、これを支配管理して、その設置又は保存の瑕疵による損害の発生を防止すべき地位にあったのであり（前記(2)）、しかも、LPガス販売事業者として、消費設備について本来的に保安業務を行うべき義務を負っており（液石法27条1項2号）、仮にその保安業務の全部又は一部を保安機関に

委託して、その範囲で自らが保安業務を行わないこととした場合でも、その保安業務の実施及び結果を確認することが求められる立場にあったこと（液石法20条1項、液石法施行規則24条7号）からすれば、被告伊東石油において、本件建物のガス設備の保安業務を保安機関に委託することを選択し、  
5 被告保安管理センターをしてこれを実施させていたとしても、後記6のとおり、その保安業務が適切に実施されておらず、容易に目視し得た本件ガス管部分の著しい腐食及び錆が見落とされたことも考慮すれば、被告伊東石油が、その保安業務を被告保安管理センターに委託していたというだけで、ガス管の占有者に求められる注意を十分に尽くしたと評価することはできないとい  
10 うべきである。

(4) よって、被告伊東石油は、民法717条1項本文に基づき、本件事故によって損害を受けた被害者らに対し、損害賠償責任を負うと認められる。

#### 5 争点3（被告小西造型の責任原因）について

(1) Aは、本件改修工事の現場管理者として、本件建物に出入りしていたのであるから、本件建物内でLPガスが漏出していることを認識し、又はこれを  
15 認識し得た場合には、漏出したLPガスが発火源により着火してガス爆発に至ることを防ぐために、本件建物内で発火源をもたらす行為を控えるべき注意義務を負っていたといえる。

令和2年7月29日、本件建物内で被告小西造型の下請けとして塗装工事を  
20 していたBは、午後3時頃から、本件建物内で、それまでの野菜を煮たような飲食店であることによる臭いとは明らかに異なる、食材を腐らせたような強い異臭を感じるようになり、これを現場管理者であるAに相談しているが（前記1(5)）、本件建物内のLPガスの漏えいは、同日午後3時前後に始まったと認められ（前記2(1)イ）、LPガスには、人が臭いを感知できるようにあえて着臭がされていること（①乙F2・18頁）に照らすと、Bが同日午後3時頃から感じるようになった強い異臭は、本件ガス管部分から漏え  
25

いしたLPガスの臭いであったと認められる。

この点、Bは、その陳述書（①乙C4）では、令和2年7月29日午後3時頃に感じた異臭は、何か食品が腐ったような不快な臭いであったものの、自分が経験上認識しているガスの臭いとは異なるものであって、ガスの臭い  
5  
ではなかったと陳述するが、食品の腐ったような臭いであることは、それがLPガスの臭いであることを否定する根拠にはならないと考えられること、Bが同日に感知した異臭は、それ以前に感じていた飲食店特有の臭いとは明らかに違うものであったこと（前記1(5)）、B自身、臭いの元を確かめようとして、屋外に出てガスボンベの破損等の有無を確認していること（①乙C  
10  
4）からすると、Bの上記陳述によっても、Bが感知した異臭がLPガスの臭いでなかったということはできず、むしろ、同日午後3時前後に本件建物内でLPガスの漏えいが始まっていたこと（前記2(1)イ）からすれば、Bの主観的な認識は措くとして、少なくとも客観的には、Bが感知した異臭は、前記のとおり、LPガスの臭いであったと認めるのが相当である。

また、仮にB自身は、何らかの根拠からこれをLPガスの臭いでないと認識したとしても、Bは、Aに対し、店内の異臭について、2回相談し、その際、「なんの臭いですかね。」、「この臭いがしたままでオープンして大丈夫ですかね。」と声をかけたのであり（前記1(5)、①乙C4、8）、それがLPガスの臭いでないことを伝えたわけではないのであるから、Bから2回にわたり、異臭がする旨の相談を受けたAとしては、この時点で客観的にはLPガスの臭いがしており、その異変を覚知した者がいた以上、それがLPガスの臭いであることを疑うことができたといえる。そして、本件改修工場の現場管理者であったAとしては、工事現場の安全を確保するため、これを疑った上で、その臭いの原因を自ら確認したり、LPガス販売事業者等に通報して  
20  
確認すべきであったといえ、そのようにしていれば、LPガスの漏出を認識  
25  
することができたと認められる。

Aは、本件事故の前日に異臭がする旨の報告を受け、それがLPガスの臭いであることを疑うことができ、その臭いの原因を確認することでLPガスの漏出を認識できたにもかかわらず、そのような確認をすることなく、前記2(2)のとおり、本件事故当日、本件建物内に入り、換気扇、エアコン又は照明器具のスイッチを入れて、これによりガス爆発を惹起したのであるから、  
5 Aには、本件事故の発生について注意義務違反があるといわざるを得ない。

(2) 本件事故の発火源に関し、被告小西造型は、Aが本件建物に入ってセコムを解除してから爆発までの時間が短いこと及びAの遺体が発見された位置から、Aが電気スイッチの設置場所までたどり着けていなかった可能性が高い  
10 と主張し、発火源は冷蔵庫、冷凍庫又はジョッキクーラーの可能性が高いと主張する。

しかし、セコムの入室管理解除信号の受発信の仕組み及びそのタイムラグ(前記1(6)ア)によれば、本件事故時にAがセコムのセキュリティを解除してから本件事故の爆発が起こるまでに、少なくとも20秒が経過していたと認められるところ、セコムのセキュリティ機器があるスタッフルームからレジ台の脇にある電気機器のスイッチまでの距離は約12mであること(②乙C2、弁論の全趣旨)からすれば、仮に本件店舗内が薄暗かったとしても、令和2年7月22日から本件改修工事に従事していたA(前記1(5))がセキュリティを解除してから約20秒で、約12m先の電気機器のスイッチまで  
15 たどり着くことは十分に可能であったといえる。また、同スイッチがある場所の北側の壁や西側のレジ台は本件事故の爆発により吹き飛ばされたのであるから(②甲55・写真14、71)、同スイッチを入れたAが爆発により風除室まで飛ばされても何ら不自然ではない。

被告小西造型は、冷蔵庫等はその温度を一定に保つために自動的に電源が入ったり、切れたりするところ、電源が入った際に電気接点でスパークが生じて発火源となり得ると主張し、その根拠として冷蔵庫の取扱説明書(①乙  
25

C 1 2) の「警告」の記載を指摘するが、同記載の箇所には、「冷蔵庫の扉を開けたり、電源プラグを抜くと、電気接点の火花等で引火爆発」する危険があることが示されているにとどまる。そして、前記 2 (2) のとおり、A が本件建物に入ってからガス爆発が生じるまでのごく短時間に、電気機器のスパークが偶然生じる可能性は極めて低いといえることからしても、被告小西造型の前記主張は、本件事故の発火源に関する前記認定を左右しない。

(3) A の過失に関し、被告小西造型は、本件事故当日、ガス警報器が鳴っていないこと、排水溝の臭いが強く、塗装作業のペンキ等の臭いも強かったこと、本件建物に入ってから爆発までの時間が数秒間と短かったために L P ガスの臭いに気付くいとまがなかったことから、A はガス漏れを認識し得なかったとして、A には過失がないと主張する。

しかし、L P ガスには、空気中 0. 1 v o 1 % の濃度で臭いを感知できるように着臭がされている (①乙 F 2 ・ 1 8 頁) ところ、本件事故当時、本件建物内の L P ガスの濃度は爆発限界の下限 (2. 1 v o 1 %) を上回っていたこと (J 意見書では、4. 2 v o 1 % と試算されている。前記 2 (1) イ)、厨房内の L P ガスの漏出は、本件事故まで 1 8 時間程度継続しており (前記 2 (1) イ)、厨房と客席の間は完全には仕切られていない (前記 1 (1) イ) ため、客席側にも L P ガスが充満していたと考えられること、A がセキュリティを解除してから電気機器のスイッチを入れるまで少なくとも 2 0 秒の時間があったこと (前記 (2))、前日に感知された異臭は、客観的にはガス臭であったと認められ、A は B から異臭がすることの相談を受けていたこと (前記 (1))、仮にガス警報器が鳴っていないとしても、それがガス臭を感知できない理由とはならないことからすれば、A がガス漏れを認識し得なかったとの被告小西造型の前記主張は採用することができない。

また、被告小西造型は、仮に A がガスの臭いを多少感じたとしても、原因究明や対策のために照明の電源を入れたり、換気を試みるのは自然な行動で

あり、突発的・切迫的な状況で瞬時に他に最善策を判断するのは期待できなかったのであるから、不法行為責任を負う過失には該当しないと主張する。

しかし、本件事故当時、本件建物内には人が優に感知できる濃度のLPガスが充満していたものである（前記）ところ、被告小西造型は、建築設計、  
5 監理及び施工業並びに店舗の内外装等を業とする株式会社であって（前提事実(1)オ）、その事業として本件改修工事を請け負っており、Aは、被告小西造型の従業員であって、本件改修工事の現場管理者として本件建物に出入り  
10 していた（前記1(5)）のである以上、LPガスの漏出を認識し、又は認識し得た場合には、通電引火を防止するために電気機器の使用を控えるべき注意義務を負っていたというべきであるから、通電引火の危険を看過して、電気機器のスイッチを押下したことについて、過失を否定することはできない。

(4) 本件改修工事は被告小西造型が請け負った工事であり、Aはその従業員としてこれに従事していたのであるから、使用者である被告小西造型は、民法  
15 715条1項に基づき、本件事故によって損害を受けた被害者らに対し、損害賠償責任を負うと認められる。

#### 6 争点4（被告保安管理センターの責任原因）について

(1) 被告保安管理センターは、LPガス販売事業者である被告伊東石油から委託を受けた保安機関として、本件建物のガス設備の定期点検調査を行っていた（前記1(2)ア）のであるから、本件建物のLPガス消費設備の一部である  
20 配管を調査する際には、配管に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないこと及び配管に腐しよくを防止する措置が講じられていること等を確認し、これらに適合しないと認めるときは、遅滞なく、とるべき措置等を配管の所有者又は占有者に通知しなければならなかった（前記1(8)ア）。

しかるに、被告保安管理センターの従業員であるCは、令和元年12月2  
25 日に定期点検調査を実施した際、その当時既に本件ガス管部分に著しい腐食及び錆が生じていた（前記2(1)ア）にもかかわらず、パッと見て異常を発見

しなかったとして、ガス配管についての検査結果を「良」とし(前記1(2)ア)、本件ガス管部分の著しい腐食を見落としたと認められるから、かかる調査は、保安機関がなすべき調査として不十分なものであったといわざるを得ない。

5 なお、Cは、本件流し台とガス台の間に鉛直に立ち上がっているガス管にある2つのガス栓についても調査をしたのである(前記1(2)ア)から、そのガス管の下部にエルボで接続されている本件ガス管部分の存在を認識し、それを目視することは容易であったといえ(前記3(3))、本件ガス管部分を確認していれば、本件ガス管部分がコンクリート床の上に直に設置されていることやそこに著しい腐食及び錆があることを発見することができたといえ  
10 れる。

したがって、令和元年12月2日の定期消費設備調査を担当したCには、本件事故の発生に繋がる注意義務違反があるといえる。

(2) これに対し、被告保安管理センターは、ガス爆発の原因は、配管に想定をはるかに超える外力が加わって亀裂が生じたことであり、その亀裂は、内装  
15 工事業者等が本件流し台やその横のガス台を動かすことで生じ得ると主張する。

しかしながら、本件改修工事にはガス設備に関する工事は含まれておらず(前記1(5))、また、本件改修工事で本件流し台やガス台を移動するような作業が行われたことはうかがわれない。前記3(2)のとおり、本件事故前日の  
20 コンセント移設工事の際に、ガス台又はそこに置かれた業務用ガスコンロや炊飯器に人為的な力が加わり、それが本件ガス管部分にも影響を与えて、穴又は亀裂が生じたという可能性は完全には否定されないが、そうであるとしても、その力が、飲食店の厨房内の一般的な作業で通常想定される程度を超える強いものであったことはうかがわれないから、上記可能性をもって、配  
25 管に想定外の力が加わったとの被告保安管理センターの主張を採用することはできない。被告保安管理センターは、配管の幹となる本体部分を動かせば、

テコの原理によりエルボ部分に相当な力を加えることができるとも主張するが、そのような態様で加わる力が、厨房内で使用されるガス管に求められる強度を超える、想定外の外力といえるかは疑問である上、仮にそのような態様で管全体に想定外の強い力が加わったのであれば、管自体に変形が生じ、  
5 大きな損傷が生じるはずであるが、本件事故前の穴は小さなもの（J意見書による計算では径1.47mm。前記2(1)イ。）であったから、被告保安管理センターが主張するような態様の想定外の力が加わったものとは認められない。

また、J意見書では、SGP白鋼管25Aの肉厚が0.49mmである場合に、通常ガス供給圧力（約0.03kg/cm<sup>2</sup>G）でガスが漏えいすることはないとし、その肉厚でも圧力保持に問題はなかったと指摘するが（①乙F12・3、6頁）、本件ガス管部分の穴は、本件事故の爆発の衝撃で大きくなったものと認められ（前記2(1)イ）、0.49mmの肉厚は、爆発により拡大した穴の周囲に残存した管の厚みであって（前記1(8)ア）、本件事故  
10 前日に開いた穴の部分又はその周囲の管の肉厚を示すものではないから、上記指摘によっても、本件事故前の時点で本件ガス管部分の最も減肉していた部分がガス供給圧力に耐え得る状態であったかは明らかでない上、そもそも単にガス供給圧力に耐え得るというだけでは、ガス管として通常有すべき強度、すなわち、通常想定される外力にも耐える程度の強度を備えていたことが裏付けられることはないというべきである。  
15  
20

このほか、J意見書には、0.49mmの板厚とJIS規格のSGP白鋼管の強度を基にすると1.47mmのサイズの穴を開けるためには53.5Kgの抜き加工力が必要であり、1つの推理として、電工用マイナスドライバーと結束バンドを使用し、ドライバー（先端から4分の1の部分）に結束バンドで梃子の支点となる接点を作れば、先端の抜き加工力が3倍に増幅されて、17.8Kg程度の外力で穴が開くことから、本件事故の原因と  
25

5 なった配管の穴は、何らかの鋭く硬い物体による強い衝撃を受けて発生した  
損傷と考えるのが妥当であるとの記載がある（①乙F 1 2・6、1 1 頁）が、  
本件改修工事には、ガス設備に関する工事は含まれていないから（前記 1 (5)）、  
工具でガス管に直接に外力を加えるような作業がされたことは想定されず、  
まして、J 意見書で推理されるようなマイナスドライバーと結束バンドを用  
10 いて槌子の原理を利用した外力を加えるといった作業がされたことを想定す  
る余地はない。しかも、本件ガス管部分は、本件流し台の下の配管であり、  
その上にはすのこ状の台もあったこと（前記 1 (4)ア）からすれば、本件改修  
工事の際に、その配管に鋭く硬い物体による強い衝撃が加わったことも想定  
し難いというべきである。加えて、0. 4 9 mmの肉厚は、爆発により拡大  
15 した穴の周囲に残存した管の厚みであり、本件事故前日に開いた穴の部分又  
はその周囲の厚みではないこと（前記）、穴の部分には著しい錆及び腐食があ  
ったこと（前記 1 (7)ア）からすると、本件ガス管部分に穴を開けるために、  
0. 4 9 mmの板厚と J I S 規格の管の強度を基に算出された抜き加工力に  
相当するほどの強い外力を要したとも認められない。

20 以上によれば、配管に想定外の外力が加わったことで穴又は亀裂が生じた  
ものとは認められず、LP ガスの漏えいは、本件ガス管部分の著しい腐食及  
び錆の進行に起因して生じたものであり、被告保安管理センターが定期点検  
調査でその著しい腐食及び錆を見落としたことが、本件事故の発生に繋がっ  
たといえることができる。

25 (3) このほか、被告保安管理センターは、①「使用上支障のある腐食」（液石法  
施行規則 4 4 条 1 号イ）及び「著しい腐食」（保安業務ガイド）についての判  
定基準が定められていないこと、②白管をコンクリート面に直接設置した場  
合は埋設管として点検調査を行うこととされており、埋設管の漏えい試験に  
ついては、被告伊東石油が毎月ガスメーターの警報表示で確認し、被告保安  
管理センターも令和元年 1 2 月 2 日の漏えい検査でもガス漏れがないことを

確認したこと、③厨房のコンクリート面に直接設置されている白管が例示基準に違反していても、点検調査結果を「否」にしたり、撤去を求めたりすることはできないこと、④仮に被告保安管理センターに過失があるとしても、被告伊東石油及び被告高島屋商店の過失が非常に重大であるから、被告保安管理センターの過失と本件事故との間の因果関係がないことなどを主張する。

しかしながら、前記①の点について、本件ガス管部分は全体に腐食による錆が見られ、赤褐色に変色しており、一部に剥離もあり（前記1(7)ア）、令和元年12月2日の定期点検調査時にも大きく変わらない程度の腐食及び錆があったと認められ、その腐食箇所が生じた亀裂又は穴からLPガスが漏えいしたのである（前記2(1)ア）以上、判定基準が具体的に定められていないとしても、保安機関において、これを使用上支障のある腐食又は著しい腐食に当たると判断すべきであったというべきである。これに対して、被告保安管理センターは、火災原因判定書（①甲24の1、②甲20）に記載された本件ガス管部分の腐食孔の存在や腐食の状態に関する記載が、見分をした消防隊員による主観に基づくものであり、具体的な判断根拠も示されていないとも主張するが、ガス管の立ち上がり部分のカラー写真によれば、同部分の錆、変色及び腐食の進行が顕著であり、変質及び減肉に伴う著しい劣化が明瞭に確認できることは、前記2(1)アのとおりであるから、被告保安管理センターの上記主張は理由がない。

前記②の点について、確かに、LPガス保安技術者向けWebサイトに掲載されている「埋設管維持管理の手引き」には、埋設管とは、埋設部に設置されている供給管、配管と床下地下及び地表面の開口部のない構内の供給管、配管のことをいうとした上で、「腐食のおそれがある供給管、配管として、地面やコンクリート、地中または水面や水中に接触している管がありここでは、これらの管を含めて埋設管といたします。」と記載されているが（①乙F7）、  
「ここでは」との文言があるように、これは、あくまで同手引きにおいて、

コンクリート等に接触している管を、腐食のおそれがあるものとして、埋設管と同等に取り扱う旨を記載したものにすぎないから、同記載をもって、コンクリート上に直接設置された白管が、法令上の埋設管、すなわち、「亜鉛めつきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの」（液石法施行規則 37 条 1 号イ(1)）に当たると解することはできない。

しかも、液石法及び液石法施行規則は、保安業務として、消費設備については、配管に使用上支障のある腐しよく・割れ等の欠陥がないこと（同規則 44 条 1 号イ）、配管に腐しよく防止措置があること（同号ロ）及び漏えい試験に合格すること（同号へ）等の調査を 4 年に 1 回以上行うことを定めているのであって（同規則 37 条 1 号イ(2)）。ただし、埋設管に関しては、上記漏えい試験について、4 年に 1 回以上ではなく、1 年に 1 回以上行うことと定め

（同(1)）、例示基準において、漏えい試験の方法について、漏えい検知装置を設置して、警報表示の有無を 2 ヶ月に 1 回以上確認するという方法が挙げられている（例示基準 29 節の 3）。）、これらの調査のうちの漏えい試験の合格についての調査さえすれば、それ以外の配管の腐食・割れ等及び腐食防止措置の調査が不要になるとされていないことは明らかである。したがって、

コンクリート上に直接設置された白管について、埋設管に準じた方法及び回数で漏えい試験が実施されていたとしても、そのことから、被告保安管理センターにおいて、配管の腐食・割れ等や腐食防止措置についての調査をする義務がなかったとはいえず（なお、前記 1 (2)アのとおり、被告保安管理センター自身も、令和元年 12 月 2 日の定期点検調査では、本件建物の配管について、腐食、割れ、漏れ、腐食防止措置等を検査基準とする調査を行い、その良否の判定をしている。）、被告保安管理センターが令和 2 年 12 月 2 日の定期消費設備調査で本件ガス管部分の著しい腐食を見落とした点に過失がないということとはできない。

前記③の点について、消費設備の調査事項である、配管に腐しよくを防止する措置を講ずること（液石法施行規則 37 条 1 号イ(2)、44 条 1 号ロ）に関し、例示基準は、白管等を室内等に設置する場合は地盤面、コンクリート面等の導電性の支持面に直接触れないように設置すると規定している（例示基準 28 節の 2(1)①(ii)）ところ、確かに例示基準は、液石法施行規則に定める技術的要件を例示したものであり、例示基準に合致する場合に同規則の基準に適合するものとされるにすぎず、例示基準に合致しないからといって、直ちに同規則の技術的要件に適合しないと判断されるものではないが（前記 1(8)イ）、本件建物の厨房内のコンクリート上に直接設置された配管（白管）について、例示基準の上記規定には合致しないものの、他に腐食を防止するための適切な措置が講じられていたことについて、被告保安管理センターからも主張はなく、その措置が講じられていたことは何らうかがわれない。そうである以上、その配管は「腐しよくを防止する措置を講ずる」との技術上の基準（液石法施行規則 44 条 1 号ロ）に適合していなかったと認められるから、被告保安管理センターとしては、判定を「否」とし、これを消費設備の所有者又は占有者に通知すべきであったといえる（液石法 27 条 1 項 2 号）。

前記④の点について、本件事故に関し、仮に被告伊東石油及び被告高島屋商店に過失があるとしても、保安機関である被告保安管理センターが令和 2 年 12 月 2 日に法令に定められた定期点検調査で本件ガス管部分の著しい腐食及び錆を見落とした結果、その瑕疵に対する適切な措置が講じられることなく、約 8 か月後にその腐食箇所には穴が生じてガスが漏えいし、本件事故が発生したのであるから、被告保安管理センターの過失と本件事故との間に相当因果関係がないということはできない。

(4) 以上によれば、C の使用者である被告保安管理センターは、民法 715 条 1 項に基づき、本件事故によって損害を受けた被害者らに対し、損害賠償責任を負うと認められる。

## 7 争点5（被告レイنزの責任原因）について

### (1) 使用者責任について

ア 原告郡山市は、被告レイنزが、「しゃぶしゃぶ温野菜」のフランチャイザーとして、被告高島屋が本件店舗を運営するに当たり、「店舗運営に関する規約」の内容を承諾及び遵守させていたことから、雇用関係に類似した密接かつ従属的な関係にあったこと及び被告レイنزが自身のノウハウや指導内容を被告高島屋商店に提供し、それにより利益を上げているのであるから、報償責任の原理が妥当すること等を理由として、被告レイنزが使用者責任を負うと主張する。

しかし、被告レイنزと被告高島屋商店との関係は、フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジーの関係にすぎず（前提事実(1)エ）、被告レイنزが、フランチャイズ契約に従って、被告高島屋商店に対し、「しゃぶしゃぶ温野菜」の商号の使用を許諾し、継続的に経営指導、技術支援を行っていたことは認められるが（弁論の全趣旨）、被告レイنزが、被告高島屋商店に対し、本件店舗のガス設備の設置やその管理について、具体的な指示を行っていたことを認めるに足る証拠はない。また、上記フランチャイズ契約に係る「店舗運営に関する規約」（①乙B1の1）においては、一般的な防火管理等に関する指導やガス漏れがあった場合の報告義務の定め（第15条）等があるが、ガス設備の設置や管理についての具体的な定めはなく、上記フランチャイズ契約に基づいて、被告レイنزが被告高島屋商店に対し、ガス管の設置や管理について指導すべき義務を負っていたとは認められない。

なお、証拠（①甲24の1・256頁）によれば、令和2年4月からの本件店舗の休業に当たり、被告レイنزが被告高島屋商店に対し、ガスの元栓を閉めるよう指示をしたことが認められるが、これは、防火管理のための一般的な注意喚起にすぎないと考えられるから、同指示があったこと

をもって、被告レイنزが、被告高島屋商店のするガス設備の管理について指揮・監督をすべき立場にあったということとはできない。

そして、このほか、被告高島屋商店が被告レイنزから与えられた「店舗運営に関する規約」を遵守しなければならなかったことや被告レイنزが被告高島屋商店又はその従業員に対してした指導・支援の内容を踏まえても、被告レイنزが本件店舗におけるガス設備の設置・管理に関して具体的な指揮・監督を及ぼしていたことを認めるに足る事情は見いだせず、また、被告レイنزが、被告高島屋とのフランチャイズ契約に基づいてロイヤルティを得て、利益を上げていたことを考慮しても、それだけで、本件事故に係る被告高島屋商店の損害賠償責任について、フランチャイザーである被告レイنزが使用者責任を負うべきであるとはいえない。

よって、本件事故について、被告レイنزが、民法715条1項に基づく損害賠償責任を負うとは認められない。

## (2) 不法行為責任について

原告郡山市は、被告レイنزは、被告高島屋商店に防火管理上の法定点検等を行わせ、その実施日及び実施内容を報告させて、報告に不十分な点があれば必要な措置を講じさせることができる立場にあったにもかかわらず、これを怠った過失があり、これにより本件事故が発生したと主張する。

しかし、「店舗運営に関する規約」(①乙B1の1)15条には、加盟店が、消防設備点検、防火対象物点検及び避難訓練を定期的に行ったり、排気ダクトの清掃を定期的に行ったりして、その実施日及び実施内容を書面で報告することや、ガス漏れ・火気の点け放しが発見された場合に改善報告書を提出することが規定されているが、加盟店によるガス設備の点検及びその結果の報告についての規定はない。また、本件事故に至るまで、被告高島屋商店から本件店舗のガス設備に関する不備の報告があったなど、被告レイنزが被告高島屋商店に対して、ガス設備の点検や改修を求める

ことを期待できる契機となるような事情があったとは認められない。

そうすると、被告レイズが被告高島屋商店に対して、本件事故の発生前にガス管等のガス設備に関して点検・報告をさせ、その改修を求める義務があったとはいえない。

5 イ よって、本件事故について、被告レイズが、民法709条に基づく損害賠償責任を負うとは認められない。

(3) 以上によれば、原告郡山市の被告レイズに対する請求は理由がない。

## 8 争点6（被告芙蓉総合リースの責任原因）について

### (1) 工作物の所有者責任について

10 前記3及び4のとおり、被告高島屋商店及び被告伊東石油にガス管の占有者としての責任が認められる以上、被告芙蓉総合リースが、民法717条1項ただし書に基づく損害賠償責任を負う余地はない。

### (2) 不法行為責任について

15 原告共栄火災らは、本件建物の所有者兼賃貸人である被告芙蓉総合リースが、賃貸開始時に、ガス設備の安全性を確認して、その危険な状態を是正する義務があったにもかかわらず、ガス管の危険性を見過ごし、改善の手立てを講じないまま被告高島屋商店に本件建物を貸し出して、上記義務に違反したから、不法行為責任を負うと主張する。

20 しかし、本件建物は、被告高島屋商店の申入れにより、大和情報サービスが、土地所有者から事業用借地権設定契約（期間20年間）に基づき賃借した土地の上に、被告高島屋商店の希望する設計に基づいて建設した建物であり（②乙D8、14）、大和情報サービスは、平成18年4月29日付け期限付き建物賃貸借契約（期間20年間）に基づいて、本件建物を被告高島屋商店に賃貸し、同契約では、大和情報サービスが本件建物に設置した設備のうち、被告高島屋商店のみが専用するガス設備等については、被告高島屋商店  
25 において管理整備し、修理等の費用を被告高島屋商店が負担することとされ

ており（②乙D 14）、その後、被告高島屋商店は、同年9月に、被告伊東石油をして、本件建物にガス設備を設置させ、同月29日からLPガスの供給を受け始めたが（前記1(1)ア）、大和情報サービスは、同年10月10日付けで、被告芙蓉総合リースとの間で、本件建物の売買契約、上記土地の転借地権設定契約及び本件建物の建物賃貸借契約をそれぞれ締結し（転借地権の  
5 存続期間及び本件建物の賃貸借期間は、いずれも20年間。②乙D 8）、そこでは、同期間満了時に、大和情報サービスが自らの費用と責任で本件建物を取り壊し、収去することが合意されたこと（②乙D 8）が認められる。

このように、被告芙蓉総合リースが、本件建物の所有者及び賃貸人となつたのは、本件建物が建設され、被告高島屋商店が大和情報サービスから本件  
10 建物を賃借し、被告伊東石油が本件建物にガス設備を設置し、LPガスの供給を開始した後であり、しかも、被告芙蓉総合リースと大和情報サービスとの間で上記各契約が同時に締結されたことのほか、両者間で締結された契約の内容（②乙D 8）に照らすと、被告芙蓉総合リースと大和情報サービスとの間の本件建物に関する取引は、金融取引の一種である、いわゆるセールアンドリースバック取引であったと認められる。  
15

そうすると、被告芙蓉総合リースは、本件建物の賃貸借契約が終了するまでの間、形式的には本件建物の所有者兼賃貸人になるものの、実質的には、リース債権者の立場にあり、所有者又は賃貸人として本件建物を現実に支配  
20 管理することは予定されていなかったというべきであり、このほか、LPガス配管については、LPガス販売事業者又はその委託を受けた保安機関がその保安業務を負っており（前記1(8))、消費設備の日頃の安全点検は消費者が行うべきことになっていること（①乙E 4）にも照らすと、被告芙蓉総合リースが、セールアンドリースバック取引によって、本件建物の所有権を取得し、賃貸借を開始する際に、事前の賃貸借契約に基づき本件建物を賃借し  
25 ていた被告高島屋によって既に使用が開始されていたガス設備について、そ

の安全性を確認する義務を負っていたとは認められない。

また、被告芙蓉総合リースがリース物件として多数の飲食店用の同種建物を所有しているとしても、そのことから、直ちに被告芙蓉総合リースが本件建物のガス配管の危険性を認識し得たということもできない。

5 したがって、被告芙蓉総合リースが、本件事故について、民法709条に基づき損害賠償責任を負うとは認められない。

(3) よって、原告らの被告芙蓉総合リースに対する請求は理由がない。

## 9 争点7（原告郡山市の損害額）について

### (1) 固定資産・都市計画税の減免（1-1）について

10 地方税法367条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定めている（固定資産税が減免された場合、同法702条の8第7項により、都市計画税も  
15 同じ割合で減免される。）。これを受けて、郡山市税条例60条1項は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。」と規定し、同項3号で、「市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産」と定めている。

20 そして、証拠（①甲6）によれば、原告郡山市は、本件事故により被害を受けた家屋又は償却資産の所有者らに対し、郡山市税条例60条1項3号に基づき、その損壊の程度に応じて、令和2年度の固定資産・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）のうち納期限が未到来の分（第3期・第4期）の合計77万5100円を減免したことが認められる。

25 そこで検討すると、不動産等に対する固定資産税は、不動産等の資産価値に着目し、その所有という事実により担税力を認めて課する一種の財産税であり、

その資産価値及び担税力に応じて課されるものであるから、当該不動産等の資産価値が変動することに伴って、それに課される固定資産税の額が増加し、又は減少するとしても、それをもって直ちに、固定資産税を徴収する市町村にとっての税収に係る利益又は損害が生じたということはできない。また、

5 不動産等の資産価値の減少が、第三者の不法行為によって惹起されたとしても、資産価値の減少による損害は、その所有者に生じているのであって（当該所有者が、当該第三者に対し、資産価値の減少に係る損害賠償を請求することになる。）、その資産価値の減少に伴って当該不動産に課される固定資産税等の額が小さくなるとしても、それは反射的な影響にすぎず、これによる

10 市町村の税収減少も間接的な帰結にとどまるというべきであるから、特段の事情のない限り、これを前記第三者の不法行為と相当因果関係のある損害と認めることはできないというべきである。この点、固定資産税等は、毎年1月1日に1年分がその時の所有者に課税される（地方税法359条、702条の6）ところ、原告郡山市は、一旦確定していた令和2年度の固定資産税

15 等について、家屋及び償却資産が本件事故により被害を受け、「著しく価値を減じた」（郡山市税条例60条1項3号）として、本件事故後の固定資産税等を減免したものであるが、同号の趣旨は、課税の基礎となる資産価値の変動に着目して、その固定資産税等を減免することとしたものであって、前記の固定資産税等の基本的な性質に沿うものであると解されるから、同号を適用

20 して固定資産税等が減免されることも、本件事故の間接的な帰結にすぎないというべきであり、したがって、これをもって、本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない（なお、この理は、条例の制定及び適用に原告郡山市及び市長の裁量があるか否かにかかわらない。）。

また、前記条例による固定資産税等の減免は、本件事故によって家屋及び償却資産の被害を受けた被害者らの損害を直接にでん補するものではないから、原告郡山市が、被害者らの固定資産税等を減免したからといって、被害

25

者らの損害賠償請求権を代位取得するものではない。

したがって、固定資産税等の減免に係る原告郡山市の損害賠償請求は認められない。

(2) 「郡山市災害見舞金」の支給（1－2）について

5 証拠（①甲7）によれば、原告郡山市は、本件事故で被害に遭った住民に対して、郡山市災害見舞金等支給条例（以下「見舞金条例」という。）（①甲28）に基づいて、見舞金合計134万円を支給したことが認められる。

10 しかし、見舞金条例による見舞金の支出は、原告郡山市が、地方公共団体の本来的事業とは別に、独自に定めた条例に基づき、被災者の自立の助長と援護を図ることを目的として被災者に支給（贈与）したものであり（①甲28）、原告郡山市が本件事故により直接の被害を受けて支出したものではなく、本件事故を契機として間接的に負担したにすぎないものであるから、これを、本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。また、見舞金条例による見舞金は、被災者の実際の損害の多寡にかかわらず一律の金額であり、あくまで見舞金として支給されるものであるから、被災者が被った損害をてん補するような性質ものでもない。

15 したがって、原告郡山市による前記見舞金の支出は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(3) 介護保険料の減免（1－3）について

20 証拠（①甲8）によれば、原告郡山市は、郡山市介護保険条例10条1項1号に基づき、本件事故により住宅に損害を受けた者の令和2年度及び令和3年度の介護保険料合計3万3420円を減額したことが認められる。

25 もっとも、社会保険である介護保険においては、その保険料の額が、被保険者等の負担能力に応じて定められている（介護保険法129条2項、同法施行令38条1項、郡山市介護保険条例5条1項）ところ、同条例10条は、納付義務者が収入減少等により保険料を納付することが著しく困難である場

合にその保険料を減免することができるとしており、これは被保険者等の負担能力の低下を反映させる趣旨のものと解されることからすれば、被保険者等の負担能力の低下に伴って、同条を適用して保険料の減免がされたとしても、そのことをもって直ちに、原告郡山市に損害が生じたということとはできない。また、被保険者等の負担能力の低下が、第三者の不法行為等によってもたらされたとしても、その損害は、当該被保険者等に生じているのであって、負担能力の低下に伴って当該被保険者等から徴収する介護保険料の額が小さくなるとしても、それは反射的な影響にすぎず、これによる市町村の保険料収入の減少も間接的な帰結にとどまるというべきである。

したがって、原告郡山市による介護保険料の減額は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

#### (4) 就学前児童の一時預かり保育料の免除（1－4）について

証拠（①甲9）によれば、原告郡山市は、本件事故後に「令和2年7月30日に発生した島二丁目地内の建物爆発事故により被災した一時預かり事業利用者に対する災害給付金の交付に関する要綱」（①甲29）を制定し、同要綱に基づき、本件事故により被災した一時預かり事業の利用者の生活再建に資するための災害給付金として、一時預かり保育を利用した者に対して、一時預かり保育料に相当する1000円を支給したことが認められる。

しかし、前記(2)と同様に、前記給付金の支出は、原告郡山市が本件事故により直接の被害を受けて支出したのではなく、本件事故を契機として間接的に負担したにすぎないものであり、また、前記給付金は、一時預かり事業の利用が本件事故に起因するものであるか否かを問わず支給されるものであるから（前記要綱）、被害者の損害をてん補する性質のものでもない。したがって、これを、本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできない。

また、前記要綱は、本件事故が発生した後に定められたものであり、本件事故を踏まえた政策判断として前記給付金を支給することとしたものと認めら

れるから、前記給付金の支出が、本件事故により通常生ずべき損害であるとはいえず、またその支出を被告らが予見すべきであったといえるような事情も認められない。

したがって、原告郡山市による前記給付金の支出は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(5) 被災支援物資の供給（２－１）について

証拠（①甲１０、３０）によれば、原告郡山市は、本件事故により原告郡山市が開設した避難所に避難してきた住民に対して、事前に災害備蓄品として購入していた段ボールベッド、毛布、消毒液、クラッカー、水などの物資（合計３万２１１４円相当）を提供したことが認められる。

本件事故により、広範囲にわたり建物等への多くの被害が生じたこと（前提事実(2)、前記１(6)イ）からすれば、本件事故で被災して避難を余儀なくされた住民がいたことが推認されること、そのような被災住民のために、避難所を開設し、寝具や非常食等の物資を提供することは、住民の生命、健康及び生活の維持等を担う地方公共団体である原告郡山市にとっての本来的な事業であり、かつ、その実施した事業の内容も必要かつ相当なものであったと認められるから、そこで原告郡山市が負担した費用は、本件事故により通常生ずべき損害であるといえる。また、前記物資の提供は、被災住民の損害を原告郡山市が実質的に肩代わりしたものであるということもできる。そうすると、前記物資の提供に要した費用は、本件事故と相当因果関係を有する損害であると認められる。

したがって、原告郡山市は、前記物資の提供に係る損害として３万２１１４円の賠償を求めることができる。

(6) 災害対策情報の緊急広報（２－２）について

証拠（①甲１１、３１）及び弁論の全趣旨によれば、本件建物が接する道路が本件事故により通行止め等の規制を受けたことから、原告郡山市は、民

間のラジオを通じて、令和2年8月1日にその通行止め及びその解除、同月4日に通行規制の解除について広報し、その費用として合計4万4000円を支出したことが認められる。

5 本件建物の接する前記道路が幹線道路（新さくら通り）であり、その周囲には商業施設や住宅等があったこと（前記1(1)ア）、本件事故により本件建物の周りで広範囲にわたる物的被害が生じるとともに、死傷者も出ており（前提事実(2)、前記1(6)イ、ウ）、ガス漏れによる事故の可能性が指摘され（①甲2の2）、二次被害のおそれもあったことからすると、原告郡山市が、住民の安全を確保し、交通の混乱を防止すること等を目的に、通行規制に関する  
10 情報を広報することは、必要かつ相当な事業であったといえるから、前記広報費用は、本件事故と相当因果関係を有する損害であると認められる。

したがって、原告郡山市は、前記広報費用に係る損害として、4万4000円の賠償を求めることができる。

#### (7) 災害ごみ回収等（2-3）について

15 原告郡山市は、本件事故によって生じた災害ごみの収集をグンダスト事業協同組合に委託し、その収集委託費及び搬入された災害ごみの処理費として、合計72万8321円を要したと主張する。

この点、原告郡山市が作成した「災害ごみ回収等資料」（①甲12）によれば、原告郡山市から委託を受けた前記組合が災害ごみ合計8710kgを収集運搬したこと、その委託料として、原告郡山市が同組合に37万3659  
20 円を支払ったこと、上記災害ごみの処理費用が1kg当たり15,215円であることが認められる。

原告郡山市は、地方公共団体として、その域内のごみの収集及び処理の事業を担っており、平常のごみの収集・処理とは別に、本件事故という特別の  
25 事由により発生した大量の災害ごみを臨時に収集運搬し、処理せざるを得なくなったのであるから、上記災害ごみの収集運搬費用37万3659円及び

処理費用13万2522円（1kg当たり15,215円×8710kg）は、本件事故により原告郡山市に直接生じた損害として、本件事故との相当因果関係が認められる。

このほか、前記資料（①甲12）には、前記組合が収集運搬した災害ごみとは別に、「家庭」と分類され、その搬入量が合計1万4600kg、その処理費用（1kg当たり15,215円）が22万2139円であるとする記載があるが、これが本件事故により発生した災害ごみであることの具体的な説明や裏付けはないから、同処理費用（22万2139円）が本件事故による損害であるとは認定できない。

したがって、原告郡山市は、災害ごみの回収及び処理に係る損害として、50万6181円の賠償を求めることができる。

#### (8) アスベスト含有調査（2-4）について

証拠（①甲13）及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市は、本件事故後、本件建物の建材にアスベストが使用されていた可能性を考慮して、民間事業者

者に委託して、本件事故に由来する浮遊物のアスベスト含有調査を実施し、その委託料として5万5000円を支出したことが認められる。

原告郡山市は、地方公共団体として、地域住民の健康及び安全を確保すべき立場にあるところ、本件建物が平成18年に建築されたものであり（①甲3）、人体に有害であるアスベストが建材に使用されていた可能性が否定できなかったこと、本件建物は幹線道路に接し、周りには商業施設や住宅等があったこと（前記1(1)ア）、本件事故により本件建物が全壊し、多数の飛散物が生じたこと（前提事実(2)、前記1(6)イ）に照らすと、原告郡山市がアスベスト含有検査を実施することについては、必要性及び相当性があったと認められる。そうすると、前記委託料の支出は、本件事故と相当因果関係があると認められる。

したがって、原告郡山市は、前記アスベスト調査に係る損害として、5万

5 0 0 0 円の賠償を求めることができる。

(9) 避難者への食事提供（2－5）について

証拠（①甲14）及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市が、本件事故直後の令和2年7月30日から同年8月3日までの間、公民館に開設した避難所  
5 所に避難していた住民に対し、弁当、パン及び飲料を支給し、その費用として7932円を支出したことが認められる。

住民の生命、健康及び生活の維持等を担う原告郡山市が、本件事故で被災した住民のために避難所を開設し、そこに避難した住民に対して前記飲食物を提供したことは、前記の期間や金額等に照らしても、必要かつ相当なもので  
10 あったといえるから、原告郡山市による食事の提供及びその費用の支出は、本件事故と相当因果関係を有する損害であると認められる。

したがって、原告郡山市は、避難者への食事提供に係る損害として、7932円の賠償を求めることができる。

(10) 本件建物周辺の市道清掃（2－6）及び市道路面清掃（2－7）について

証拠（①甲15、16）及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市は、本件  
15 建物が面する市道（幹線道路）が本件事故により汚損されたことから、その清掃業務を民間事業者  
に委託し、その委託料として合計133万6723円を支出したことが認められる。

被告小西造型は、上記委託料が国土交通省の公共工事設計労務単価と比較して割高であると主張するが、その主張によっても、これがどの程度割高であるのかについては明らかでない上、本件事故により道路上に飛散した障害物などを早期に撤去し、交通に支障がない状態に復旧する緊急の必要性があったと考えられること（なお、原告郡山市は、予期できない災害等による道路等の被害の拡大防止及び早期復旧を図ることを目的として、予め「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」を締結しており、本件事故後の  
20 清掃業務は、原告郡山市が、同協定に基づいて同協定所定の応急措置として  
25

発注したものである。①甲15)を考慮すると、仮にその委託料が通常の入札形式による公共工事の価格と比較して高額であったとしても、直ちに相当性を欠くものであるとはいえない。

したがって、原告郡山市は、市道清掃に係る損害として、133万6723円の賠償を求めることができる。

(11) 爆発建物入口の市道街路樹撤去作業(2-8)について

証拠(①甲17)及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市は、本件事故の爆風により損傷した街路樹の撤去作業を福島県造園建設業協会に委託し、委託料として10万9703円を支出したことが認められる。

そして、撤去した街路樹が本件建物に近接していること(①甲17)及び本件事故の規模(前記1(6)イ)を踏まえれば、本件事故により当該街路樹は相当な衝撃を受け、道路ないし歩道に倒れる危険性があり、安全確保のために撤去する必要性があったと認められる。

したがって、原告郡山市は、街路樹撤去に係る損害として、10万9703円の賠償を求めることができる。

(12) 公民館使用料(2-9)について

証拠(①甲18)及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市が本件事故に伴って公民館に避難所を開設したため、本件事故の当日及び翌日に予定されていた利用者による同公民館の使用ができなくなり、これによって、原告郡山市は、同利用者から支払われる予定であった公民館使用料800円を得ることができなくなったと認められる。

したがって、原告郡山市は、同公民館の使用料に係る損害として、800円の賠償を求めることができる。

(13) 人件費(3)について

証拠(①甲19)及び弁論の全趣旨によれば、原告郡山市の職員らは、本件事故当日(令和2年7月30日)から同年8月9日までの間、本件事故に

伴って生じた避難所等対応業務、避難所運營業務、周辺建物被害状況調査業務、災害ごみの回収・受入れ業務、道路清掃業務、交通誘導業務、被災者の市営住宅受入れ業務を行い、これによって超過勤務が生じることとなり、原告郡山市は、当該職員らに対して管理職特別勤務手当又は超過勤務手当として、合計106万7690円を支出したことが認められる。

この点、被告らの一部は、超過勤務の必要性が不明である等と主張するが、本件事故の規模（前記1(6)イ)のほか、本件事故により避難所の開設・運営、避難した住民への支援、道路の清掃・街路樹の撤去、災害ごみの回収・処理等の多数の緊急の業務が生じたこと（前記(5)ないし(11)）からすれば、本件事故に起因して、原告郡山市の職員らが相応の超過勤務を要することとなったことは容易に推認される。また、原告郡山市が主張する超過勤務の内容やそれを裏付ける集計資料（①甲19）についても、その正確性を疑うべき事情は見いだせない。

したがって、原告郡山市は、人件費の増加に係る損害として、106万7690円の賠償を求めることができる。

#### (14) 弁護士費用について

本件訴訟の難易、審理の経過、認容額等の諸般の事情を斟酌して、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用に係る損害として、32万円を認める。

#### (15) 小括

以上によれば、原告郡山市は、被告高島屋商店、被告伊東石油、被告小西造型及び被告保安管理センターに対し、前記(5)ないし(14)の各損害の合計である348万0143円及びこれに対する不法行為日（本件事故日）である令和2年7月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めることができる。

### 10 争点8（原告共栄火災の請求額）について

#### (1) 原告チヨダへの保険代位（1）について

ア 原告チヨダの商品に係る損害

(ア) 廃棄となった商品の原価（１－１）

チヨダ店舗は、本件建物から約100mの距離にあり、本件事故の爆風によってシャッターやガラスが破損し、天井が落下して損傷するとともに、店内にあった商品（靴類）にガラスや天井部材の破片が付着・混入する被害を受けたと認められる（前提事実(1)イ、(4)）ところ、証拠（②甲8）によれば、上記商品に付着混入した異物を完全に除去することは技術的に不可能であり、商品の繊維内に混入した異物除去作業に伴い製品の繊維を損傷する可能性もあることから、異物除去による商品の修復はできず、また、他用途への転用もできないため、原告チヨダが、これらを全量廃棄処分とせざるを得なかったことが認められる。

証拠（②甲8）によれば、原告チヨダが廃棄した商品の仕入原価は、1926万8813円（税込）であったと認められるから、原告チヨダは、同商品について、1926万8813円の損害を被ったと認められる。

この点に関し、原告共栄火災は、商品の原価が上代（3862万9094円）の55.2%である2132万3259円と主張するが、同割合は、原告共栄火災と原告チヨダとの間の損害保険契約において保険価額の算定の基準として定められたものにすぎない（②甲8、41）から、本件事故による原告チヨダの現実の損害の額を算定するに当たって、同割合を用いるべきであるとはいえない。

(イ) 廃棄費用（１－２）

証拠（②甲8）によれば、原告チヨダは、商品の廃棄費用として、137万7200円を支出し、同額の損害を被ったことが認められる。

(ウ) よって、原告チヨダが商品について被った損害は、2064万6013円と認められる。

イ 原告共栄火災による保険代位

原告共栄火災は、原告チヨダとの間で、チヨダ店舗内に保管されている靴その他の商品についての損害保険契約を締結していた（前提事実(5)）ところ、令和3年3月17日、同商品に係る原告チヨダの損害について、臨時費用を含む2483万2785円の保険金を支払い（②甲7）、これにより、前記アの原告チヨダの損害賠償請求権（合計2064万6013円）について、原告チヨダに代位したと認められる。

このほか、原告共栄火災は、一般社団法人日本海事検定協会がチヨダ店舗の商品に係る損害について検査をした際の検査費用41万8242円（②甲8、弁論の全趣旨）についても、損害として請求しているが、同検査費用は、原告共栄火災が保険金支払の対象となる損害及び金額を確認するために同協会に委嘱した検査に関する費用であって（②甲8、弁論の全趣旨）、本件事故によって原告チヨダに生じた損害でないから、同検査費用に係る損害賠償請求は理由がない。

(2) 原告チヨダ以外の被保険者らへの保険代位について

本件事故は、本件建物の周囲に広範囲にわたる物的被害を与えたものである（前記1(6)イ）ところ、被保険者らの建物等は、本件建物の周囲にあり、それぞれ本件事故による被害を受けたことが認められる（②甲8～17、27～29、42）。

被保険者らが受けた被害について損害額を算定するに当たっては、損傷した建物等の被害物件の補修が可能である場合は、原則として、その補修に要する費用が損害となるものといえる。もっとも、不法行為に基づく損害賠償の制度は、損害の公平な分担を図ることをその理念とし、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったならば維持し得たであろう利益状態を回復することを目的とするものであって、被害者の利得を容認するものではないから、建物等の補修に伴い、新しい部材を用いたこと等によって復旧

前よりも価値が増加し、公平の観点からこれを考慮すべき場合には、その補修に要する費用から補修による価値の増加分（いわゆる新旧交換差益）を控除して、損害額を定めることが相当である。そして、かかる価値の増加分は、補修対象である物件についての経年による劣化、既存の損傷・損耗の有無、維持補修の履歴及び程度等を踏まえた被害時の状態のほか、被害に対してされる補修の範囲、補修の内容及び方法、要する費用の内訳及び額等によっても左右されるものであり、一義的な認定は容易でないが、算定の基礎とし得る合理的な資料等がある場合はその内容を踏まえて、そうでない場合は可能な範囲で上記要素等を斟酌して適宜の割合を定めるなどして、価値増加分又はそれを控除した損害額を算定することとする。

#### ア Dの損害（2-1）について

(ア) 証拠（②甲11・損害鑑定人作成の調査報告書）によれば、Dの建物の被害について、網戸及び障子の張替え又は交換、サッシ及びふすまの建付け調整等の補修がされ、その費用が24万2462円であったことが認められる。

上記補修の内容が軽微なものにとどまることからすれば、控除すべき価値の増加分があるとはいえないから、その全額がDの損害であると認められる。

(イ) 原告共栄火災は、前記(ア)のDの損害について、令和2年11月26日に免責額10万円を控除した14万2462円の保険金を支払い（②甲10、11）、同額の範囲で、Dの損害賠償請求権について代位した。

#### イ Eの損害（3）について

##### (ア) 建物の損害（3-1）

証拠（②甲14・損害鑑定人作成の調査報告書）によれば、Eの建物の被害について、ドア、サッシ及びブラインド等の交換、エアコンの再設置、一部内壁クロスの貼替、キッチンの部材・機器の交換等の補修が

され、その費用（取片付費用を除く。）が638万3067円であったことが認められる。

上記建物が平成30年10月に新築されたものであること(②甲14)からすれば、上記補修によって、控除すべき価値の増加があったとはいえないから、上記補修費用の全額がEの損害であると認められる。

(イ) 家財の損害（3-2）

証拠(②甲14)によれば、家財であるテレビが損壊したことが認められるところ、同テレビが平成22年製であること(②甲14)を踏まえ、同種同型の新しいテレビの販売価格が4万1580円であること(②甲14)を参照して、損壊したテレビの時価を1万5000円と見積もり、同額を損害として認める。

(ウ) 取片付費用（3-3）

証拠(②甲14)によれば、建物の補修工事に伴う廃棄物処分及びテレビの処分に係る取片付費用として、18万6002円を要することが認められるから、同額を損害として認める。

(エ) 前記(ア)ないし(ウ)によれば、Eの損害は658万4069円であるところ、原告共栄火災は、同損害について、令和2年11月27日に同額を超える保険金を支払い(②甲13、14)、その損害賠償請求権について代位した。

ウ Fの損害（4）について

(ア) 建物の損害（4-1）

証拠(②甲17・損害鑑定人作成の調査報告書)によれば、Fの建物は、昭和57年築の鉄骨造2階建ての飲食店兼住宅の建物であり、その被害について、天井・内壁のクロス・ボード張替え、エアコン再設置、網戸交換、鴨居張替え、窓ガラス交換、自動ドア交換、照明交換、換気扇交換、荷物昇降機交換、目隠しフェンスネット張替え等の補修がされ、

その費用（取片付費用を除く。）が 8 5 8 万 7 8 8 9 円であったことが認められる。

もともと、上記建物が築 3 8 年であること、独立した部材の交換を含む軽微とはいえない補修がされていることに照らすと、上記補修によつて補修費用の 3 割程度の新旧交換差益が生じたと見るのが相当である。

したがって、F の建物に係る損害額として、6 0 1 万 1 5 2 2 円（上記補修費用の 7 割）を認める。

(イ) 取片付費用（4－2）

証拠（②甲 1 7）によれば、建物補修工事に伴う廃棄物処分等に係る取片付費用として、6 7 万 4 9 1 1 円を要することが認められるから、同額を損害として認める。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、F の損害は 6 6 8 万 6 4 3 3 円であるところ、原告共栄火災は、同損害について、令和 2 年 1 2 月 1 8 日に同額を超える保険金を支払い（②甲 1 6、1 7）、その損害賠償請求権について代位した。

エ 開成の損害（5）について

(ア) 設備の損害（5－1）

証拠（②甲 1 7・損害鑑定人作成の調査報告書、4 2）によれば、開成の店舗設備の被害について、テーブル冷蔵庫、冷蔵ショーケース、テント及び七輪が全損となり、これらの交換をしたほか、設備に付着したガラス片の清掃を要したこと、損害鑑定人は、物品の実勢価格や経過年数を考慮して時価額を算定するなどして、設備に係る損害額（取片付費用を除く。）を 1 1 0 万 1 4 8 7 円と査定したことが認められるところ、かかる査定に不合理な点は認められないから、同額が損害額であると認められる。

(イ) 取片付費用（5－2）

証拠（②甲４２）によれば、既存品の廃棄処分費用等に係る取片付費用として、４万９５００円を要することが認められるから、同額を損害として認める。

5 (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、開成の損害は１１５万０９８７円であるところ、原告共栄火災は、同損害について、令和２年１２月１８日に同額の保険金を支払い（②甲１６、１７）、その損害賠償請求権について代位した。

オ Gの損害（６）について

(ア) 建物の損害（６－１）

10 証拠（②甲２７・損害鑑定人作成の簡易鑑定書）によれば、Gの建物は、平成２０年７月築の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建の居宅であり、その被害について、玄関ドアサッシの交換、床等の内装工事等の補修がされ、その費用（取片付費用を除く。）が２８９万０７７３円であったことが認められる。

15 もっとも、損害鑑定人は、上記補修工事について、建物の経過年数を踏まえて、新設工事の部分に減価償却を考慮すると、損害額が２６５万７５０２円になると算定しており（②甲２７）、かかる算定に不合理な点は認められないから、同額が損害額であると認められる。

(イ) 取片付費用（６－２）

20 証拠（②甲２７）によれば、建物補修工事に伴う廃棄物処理費等に係る取片付費用として、７万８３０９円を要することが認められるから、同額を損害として認める。

25 (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、Gの損害は２７３万５８１１円であるところ、原告共栄火災は、同損害について、令和２年９月２５日に同額を超える保険金を支払い（②甲２７、３１）、その損害賠償請求権について代位した。

カ Hの損害（7）について

(ア) 建物の損害（7-1）

証拠（②甲28・損害鑑定人作成の査定書）によれば、Hの建物は、平成19年頃に新築された鉄骨造2階建ての戸建て住宅であり、その被害について、シャッター付きサッシの交換、給湯器の交換、インターホンの交換、ガスケットの再取付け等の補修がされ、その費用（取片付費用を除く。）が185万6340円であったことが認められる。

もっとも、損害鑑定人は、上記補修工事について、建物の経過年数を踏まえて、各部材についての時価を考慮すると、損害額が149万2872円になると算定しており（②甲28）、かかる算定に不合理な点は認められないから、同額が損害額であると認められる。

(イ) 取片付費用（7-2）

証拠（②甲28）によれば、建物補修工事に伴う廃棄物処理等に係る取片付費用として、8万8660円を要することが認められるから、同額を損害として認める。

(ウ) 家財の損害（7-3）

証拠（②甲29・損害鑑定人作成の簡易鑑定書）によれば、脱毛器が損傷して修理を要し、ベトナム刺繍絵画に破損したガラスが混入して全損となったことが認められる。

損害鑑定人は、上記脱毛器については、修理費1万7300円が損害額であると認定し、ベトナム刺繍絵画については、その購入時期等から時価を2万5000円と評価している（②甲29）ところ、かかる認定及び評価に不合理な点は認められないから、家財に係る損害額は、4万2300円であると認められる。

(エ) 原告共栄火災は、前記(ウ)のHの損害（4万2300円）について、令和2年10月8日に同額を超える保険金を支払い（②甲33）、前記(ア)

及び(イ)のHの損害（計158万1532円）について、同年11月30日に同額を超える保険金を支払い（②甲34）、それぞれの損害賠償請求権について代位した。

(3) 弁護士費用（8）について

5 原告共栄火災による請求は、いずれも保険代位により取得した損害賠償請求権の行使であるところ、本件で原告共栄火災が被保険者らの弁護士費用相当額の損害賠償請求権を代位取得したと認めるべき事情はないから、原告共栄火災の弁護士費用に係る請求は理由がない。

(4) 小括

10 以上によれば、原告共栄火災は、被告高島屋商店、被告伊東石油、被告小西造型及び被告保安管理センターに対し、3956万9607円及びうち273万5811円に対する保険金支払日の翌日である令和2年9月26日から（前記(2)オ(ウ)）、うち4万2300円に対する保険金支払日の翌日である同年10月9日から（前記(2)カ(エ)）、うち14万2462円に対する保険金  
15 支払日の翌日である同年11月27日から（前記(2)ア(イ)）、うち658万4069円に対する保険金支払日の翌日である同月28日から（前記(2)イ(エ)）、うち158万1532円に対する保険金支払日の翌日である同年12月1日から（前記(2)カ(エ)）、うち783万7420円に対する保険金支払日の翌日である同月19日から（前記(2)ウ(ウ)、エ(ウ)）、うち2064万6013円  
20 に対する保険金支払日の翌日である令和3年3月18日から（前記(1)イ）、各支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め  
ることができる。

1 1 争点9（原告チヨダの損害額）について

(1) 休業損害（1）について

25 チヨダ店舗は、本件事故により損傷し、令和2年7月30日から同年12月3日まで休業した（前提事実(4)）ところ、原告チヨダは、同期間の休業損

害について、前年（令和元年）の同期間の利益額である 8 4 6 万 8 6 2 7 円と同額の損害を被ったと主張する。

しかし、証拠（②甲 4 4）によれば、本件事故の直近 3 年間（平成 2 9 年から令和元年）では、上記期間の利益額に変動があり、同 3 年間での平均額は、8 2 9 万 1 4 6 6 円であると認められることからすれば、本件事故後の休業期間における原告チヨダの休業損害の額は、令和元年のみの額ではなく、上記 3 年間の平均額に基づいて算定するのが相当である。

なお、第 2 事件被告ら及び第 3 事件被告らは、令和 2 年はいわゆるコロナ禍による経済変動があった年であり、令和元年以前の売上げとの比較により休業損害を算出することが妥当でない旨主張するが、弁論の全趣旨によれば、チヨダ店舗の本件事故前 2 か月間（令和 2 年 6 月及び 7 月）の売上げは前年同期と同程度であったと認められ、同年 8 月以降の売上げが前年以前の同期の売上げよりも下落したであろうことは推認されないから、同被告らの上記主張は採用できない。

したがって、本件事故による休業損害として、8 2 9 万 1 4 6 6 円を認める。

## (2) 人員派遣経費（2）について

証拠（②甲 4 4）及び弁論の全趣旨によれば、原告チヨダは、チヨダ店舗における本件事故後の後片付けや営業再開のために、周辺の基幹店舗や東京から従業員をチヨダ店舗に派遣したこと（延べ 8 8 人・日）、その派遣人員の日当（宿泊した場合のみ 1 泊 2 0 0 0 円から 4 0 0 0 円）、宿泊費（実費）及び交通費（高速代、ガソリン代の実費）として、合計 7 3 万 0 4 8 9 円を支出したことが認められる。

そして、本件事故によるチヨダ店舗の建物の損傷及び商品の被害の程度（前記 1 0 (1) ア、②甲 8 の本件事故後の店舗の写真）並びにそれによる休業期間（4 か月以上。前提事実(4)）等に照らせば、前記の人員の派遣及び費用の支

出は必要かつ相当なものであったと認められる。

したがって、本件事故による人員派遣に係る損害として、73万0489円を認める。

### (3) 夜間管理費用（3）について

5            チヨダ店舗は、本件事故により建物のシャッター及びガラスが破損するな  
              どして損傷した（前提事実(4)）ところ、証拠（②甲44、45）によれば、  
原告チヨダは、本件事故から店舗の出入口及び開口部を封鎖するまで（令和  
2年7月30日から同年8月6日まで）の間、警備会社に夜間の警備を委託  
し、その費用として、45万4300円を支払ったことが認められる。

10            そして、前記の店舗建物の損傷状況からすれば、商品や備品等の盗難を防  
止するためには夜間の警備が必要であったと認められ、その期間及び費用額  
も不相当とはいえないから、前記夜間管理費用45万4300円は、本件事  
故による損害であると認められる。

### (4) その他備品代（4）について

15            証拠（②甲44）及び弁論の全趣旨によれば、原告チヨダは、本件事故後、  
ホームセンターで、チヨダ店舗の後片付けのための防刃手袋やゴミ袋、立入  
りを制限するためのカラーコーン等の備品を購入し（計8万9878円）、ま  
た、菓子店で、取引先への手土産とする菓子を購入し（5130円）、合計9  
万5008円を支出したことが認められる。

20            そして、本件事故によるチヨダ店舗の被害状況（前提事実(4)、②甲8）に  
照らせば、店舗の後片付けや立入り制限のために、前記の備品の購入が必要  
であったことが認められ、それらの購入費用8万9878円も相当なものとい  
える。他方、手土産の菓子に関しては、その必要性について具体的な主張  
立証はないから、その購入費用5130円は、本件事故と相当因果関係があ  
るとは認められない。

25            したがって、その他備品代については、8万9878円の範囲で損害を認

める。

(5) 営業再開費用（5）について

5 証拠（②甲44、46）及び弁論の全趣旨によれば、原告チヨダは、令和2年12月4日にチヨダ店舗の営業を再開するに際し、営業再開を知らせるチラシやポスター、営業再開に向けたウインドディスプレイの整備、折込み

10 広告などの費用として、合計91万1807円を支出したことが認められる。そして、本件事故によるチヨダ店舗の被害状況（（前提事実(4)、②甲8）及び本件事故後の休業が4か月以上に及んだこと（前提事実(4)）に鑑みると、チヨダ店舗の営業再開に当たり、新たな販促資材の購入や折込み広告等による

15 宣伝が必要であったと認められるが、他方で、通常の営業をしていても販促や広告が一切不要であったとはいえないこと（②甲46によれば、原告チヨダは、同時期に他店でも販促や広告のための費用を支出している。）も考慮して、チヨダ店舗について支出された前記費用のうち、8割（72万9445円）の限度で、営業再開のための特別の支出であるとして、本件事故との

相当因果関係を認めるのが相当である。

したがって、本件事故による営業再開費用に係る損害として、72万9445円を認める。

(6) 什器運搬費（6）について

20 証拠（②甲8、44、47）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故により店内の什器が破損したため、原告チヨダは、チヨダ店舗の営業再開に当たり、他店舗から代替の什器を運搬し、その運搬費として、30万5800円を

支出したことが認められる。

25 そして、本件事故によるチヨダ店舗の被害状況（（前提事実(4)、②甲8））に照らせば、同店内の陳列棚等の什器も相応の被害を受けたと推認されることに加え、同店の規模（②甲8）も考慮すれば、靴販売店であるチヨダ店舗の営業再開のためには多数の什器の搬入が必要であったと認められる。また、

前記運搬費は、人工（４人工）及び運搬車（２台）の費用に経費を合わせたものであり（②甲４７）、その内容及び金額が不相当であるとはいえない。

したがって、本件事故による什器運搬に係る損害として、３０万５８００円を認める。

5 (7) 弁護士費用（７）について

本件訴訟の難易、審理の経過、認容額等の諸般の事情を斟酌して、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用に係る損害として、１１０万円を認める。

(8) 小括

10 以上によれば、原告チヨダは、被告高島屋商店、被告伊東石油、被告小西造型及び被告保安管理センターに対し、１１７０万１３７８円及びこれに対する不法行為日（本件事故日）である令和２年７月３０日から支払済みまで民法所定の年三分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めることができる。

第４ 結語

15 以上のとおり、原告らの被告高島屋商店、被告伊東石油、被告小西造型及び被告保安管理センターに対する請求はそれぞれ主文掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、同被告らに対するその余の請求、原告らの被告芙蓉総合リースに対する請求及び原告郡山市の被告レイズに対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、被告小西造型及び被告保安管理センターが求める仮執行免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決  
20 する。

福島地方裁判所郡山支部

裁判長裁判官 足立拓人

裁判官 百 瀬 玲

5

裁判官 高 田 優